

# 平成26年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年9月24日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年9月24日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第 5 7 号 森町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 5 8 号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 9 号 平成 2 6 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 0 号 平成 2 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 1 号 平成 2 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号 平成 2 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）

認定第 1 号 平成 2 5 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 2 5 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 2 5 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 2 5 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 7号 平成25年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成25年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成25年度森町病院事業会計決算認定について
- 発議第 2号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書の提出について
- 発議第 3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について
- 発議第 4号 「農協・農業委員会等に関する改革」に関する意見書の提出について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第65号 平成26年度森町一般会計補正予算（第4号）

#### < 議事の経過 >

- |             |  |
|-------------|--|
| 議 長         | <p>（ 榊原淑友 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>日程に入る前に、上下水道課長から発言を求められておりますので発言を許します。</p>  |
| 上下水道<br>課 長 | <p>（ 山田裕一 君 ）上下水道課長です。9月9日の本会議における、認定第5号「平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」での、太田議員の質問に対する解答に誤りがございましたので、訂正させていただきます。</p> <p>1点目は、歳入5・6ページ、1款1項1目、公共下水道事業負担金の、調定額内訳の質問に対しまして、収入済額の答弁をいたしました。</p> <p>調定額38,090,750円の内訳につきましては、平成24年度に設置し</p> |

た公共ますに対する負担金を、平成25年度に一括支払いするとした、188件かける200千円で、37,600千円。平成23年度に設置し、24、25年度の2箇年で分割するものが34件かける100千円で、3,400千円。平成21年度から平成24年度までの滞納繰越分が39件で990,750円。この合計41,990,750円から、5件の減免分800千円と、6月の第一期納期に一括支払いがされなかった31件3,100千円、合わせて3,900千円を差し引いたものが調定額となっております。

次に、平成25年度の事業面積、管渠延長、マンホール設置数の実績は、の質問に対しまして、事業面積と管渠延長につきまして、小数第2位まで、公共ます設置数を210箇所と回答しましたが、小数第2位を四捨五入した数値、事業面積12.7ヘクタール、管渠延長2708.5メートル、マンホール設置数97基、公共ます設置数135箇所に訂正をお願いいたします。

参考に、第二期事業実績一覧表を配布させていただきました。公共ますの設置箇所内訳につきましても資料配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

以上のように訂正し、お詫び申し上げます。以上であります。

議 長 ( 榊原淑友君 ) 日程第1から、日程第6までの議案6件を一括議題とします。

本件は、いずれも9月9日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、西田彰君。

6 番議員 ( 西田 彰 君 )

平成26年度森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る、9月9日、本会議において、第一常任委員会に付託されました案件は、議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項につい

て」、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算（第1号）について」、以上議案4件であります。

去る、9月16日、付託されました議案4件の審査の為、委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過並びに結果を報告いたします。

9月16日、午前9時30分、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。

議長、副町長よりご挨拶を頂き、付託議案を確認した後、審査に先立ち、総合体育館建設現場、ほか2か所の視察に出向きました。

体育館建設現場においては担当課職員及び建設事業者責任者より説明を受けた後、次の視察予定地である旧周智高校職員住宅跡地、及び文化会館管理システムについて担当課職員に説明を受けた後、役場議員控室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後直ちに審査に入りました。

議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

情報管理費のうち、委託料の28,620千円は、社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入に対応するための基幹業務システムの整備費用ということだが、6月補正では総務省分、今回は厚生労働省分、今後このようなシステム整備費用が出るのか、の問いに、総務省分について27年度も整備がある。予算は6月と同等ぐらいが必要ではないかと思う、との答弁でした。

森町全域では防犯灯は何基設置されているか、うちLEDは何基か、の問いに、総務課で把握している箇所は全域では1,065箇所程度と認識、LEDに関しては23年度から補助対象となっているので、23年から25年度、26年度現在までは91か所交付されている、との答弁でした。

情報システム整備負担金の詳しい説明を、の問いに、中間サーバ

一については全国自治体が共同で構築するという事で10分の10補助で、全国に東西2か所、場所は公表されない。これ以外の基幹システム分は、システムを構築するという事なので委託料ということで予算計上している、との答弁でした。

以上で総務課所管事項を終了し、次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る企画財政課所管事項について」を議題にし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

がんばる地域交付金の詳しい説明を、の問いに、当交付金は、平成25年度の国の補正予算(第1号)で実施した公共事業等の地方負担額等に応じて算定される交付金で、森町では総合体育館建設事業、及びスマート・インターチェンジ関連事業、森地区まちづくり事業等に着手してきた経緯があり、当該事業の国の補助基準額に対する地方の負担割合があり、この地方負担に対しがんばる地域交付金が交付されるもので、今回は約1割ほどの交付金が見込まれるが、建設事業費(起債対象事業)に充ててくださいということなので、今回、新田赤松線整備に充てていきたい、との答弁でした。

以上で企画財政課所管の審査を終了し、次に議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

8月までの経営状況はどうか、の問いに、前年に比べ、2月頃から4、5、6月までにかけて落ち込んでいる。4月から6月までの医業収益で見ると61,508千円ほど落ちている。収支では78,495千円ほどの落ち込みである。原因は今のところはっきりしていない。季節的なものもあるのではないかと思う。借入返済や駐車場用地取得費用も必要なので50,000千円の補正をお願いしている。前年に比べると落ちているが、前々年までと比較すれば落ちてはいないと思う、との答弁でした。

運営、体制面ではどうか、の問いに、現在医師10名で回しているが、これは最低限確保しなければならない。増やす努力は今後もし

ていく、との答弁でした。

医療機器の更新、毎年度当初であるわけだが、計画が立てられているのか、の問いに、平成9年の設立なので、当然に更新時期が来ている機器もある。また緊急に使えなくなるということもあるが、当初予算、補正を頂いた後は新たにはない。機器更新の計画は立てている、との答弁でした。

診療報酬改定を含め、国は病床数の見直し等医療改革を進めようとしているが、森町病院第3次改革プランに反映するのか、との問いに、2025年に迎える団塊世代の超高齢化を見据え診療報酬見直しや日本に急性期病床がこれほど必要かなどと言われ始めている。中東遠圏内では急性期医療を森町病院も担っているが、磐田、中東遠総合病院が中心になっているので、今後は超急性期、急性期は磐田、中東遠総合にお願いし、この部分は森町としてはボリュームを減らし、亜急性期対象や地域包括ケア病床等に力を入れた経営改革プランとしたい。今後外部の委員との協議を進めていく中で、第3次経営改革プランを作っていきたい、との答弁でした。

東海アクシスから来年度3名の新卒者が試験を受けられるようだが、どのような努力をされたのか、との問いに、昨年ゼロだったということで、その反省から3月開催のガイダンスでは、事務局、看護部長が出向いて強くお願いをしたということもあり、特別問題もなく決めていただいたと考える。医師、看護師、薬剤師不足は深刻であることに変わりはない。あらゆる努力はして参りたい、との答弁でした。

以上で森町病院所管の審査を終了し、続いて教育長にご挨拶を頂いた後、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

森幼稚園横の駐車場用地取得については、かなりの段差があり安全面、使い勝手からも整備するべきだがどうか、との問いに、今回の補正は用地の取得ということなので、町の用地になれば今後の課

題として利用状況を見ながらどのようにするか検討したい、との答弁でした。

債務負担行為の旭が丘学区給食業務民間委託における職員の身分はどのようになるか、また、民間委託で「町負担軽減」「効率性」「メリット」などはどのようになるか、との問いに、今いる職員については希望者は優先的に委託先が雇用する。町の費用面での負担は変わりはないが、急に人手が不足したときなどには対応ができることから、町の業務負担は減ると考える、との答弁でした。

飯田小給食棟耐震工事はいつごろから工事に入るのか、との問いに、年内には設計業務は終わると思うが、その後入札、工事着工となるが、3学期に入ってしまうことから、年内に完成することは基本だが、場合によっては来年度に繰り越すことも考えられる、との答弁でした。

以上で学校教育課所管の審査を終了し、次に議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

中央体育館の使用期限は11月いっぱいということになるが、総合体育館完成が遅れるという中で町民の理解を得るためにも、閉館理由をはっきりさせてもいいのではないかと、この問いに、買収予定の企業にも公にできない対外的な配慮があるようで町としてもその意向を尊重したい、との答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

中央体育館にある備品を一時、旧周智高校体育館に移すということだが、備品の中にはいらなくなったものもあると思うが、解体とともに処分ができないか、例えば卓球台には使えないものがあると聞くが、この問いに、解体そのものは企業がやるので、いらぬ備品の処理までお願いするのは難しいのではないかと、空にしなければ

ならないため、とりあえずすべて移転させたい、との答弁でした。

文化会館空調設備修繕、この修繕以外は大丈夫なのか、との問いに、開館以来20年ということで、今回のような小さな故障はあった。今後は冷温水発生器、冷却塔、メインの基盤故障が考えられるが、綿密な保守管理が委託業者によってなされているので、大事なく使用できるのではないかと考えている、との答弁でした。

文化会館の稼働率はどうか、との問いに、平成25年度実績で、年間約50パーセントの稼働率である。このような施設は70パーセントを超えると稼働率が良いといわれるが、人口の多い都市部、例えばアクトシティでは70パーセントを超えているが、近隣市町のホールでは森町と同等と聞いている、との答弁でした。

以上で社会教育課所管の審査を終了し、次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

予防接種に補助はあるのか、また、今年度に入って既に受けた人の負担に対する対応は、との問いに、定期の予防接種にはA類疾病とB類疾病があり、水ぼうそうはA類であるので、集団感染予防を目的とし、対象者には接種の努力義務があり、全額補助で無料である。一度接種すれば20年は効果があるといわれる。肺炎球菌ワクチンはB類の定期予防接種ということで、個人の重症化予防を目的とし、努力義務はないが一部補助があり、対象者については、10月1日から3千円の自己負担金で接種ができる。定期予防接種対象外の方については、昨年度より実施している任意の予防接種において、5千円の自己負担金で接種ができる。また、一度受けると5年以上は効果があるといわれる。10月1日以前に受けられた方については補助対象外となる、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

在宅介護に対する家族への支援策はあるのか、また認定要介護者で在宅要介護者は何名いるのかとの問いに、補足給付等の利用者本人に対する支援はあるが、家族に対する金銭的な支援はない、介護保険制度以外の事業として低所得者世帯における要介護者支援や地域支援事業として介護用品支給事業などがある。26年度6月時点で訪問介護121名、訪問入浴介護19名、訪問看護70名、訪問リハビリ1名、居宅療養管理指導44名、通所介護385名、通所リハビリ89名、ショートステイ81名、老健施設短期入所療養介護6名、福祉用具貸与者314名となっている、との答弁でした。

他に質疑はなく、保健福祉課所管の審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査は終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項について」、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、いずれも全員賛成で原案の通り可決されました。

以上が、平成26年9月議会定例会、第一常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 第二常任委員会委員長、太田康雄君。

7 番議員 （ 太田康雄 君 ） 平成26年9月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月9日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項について」、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上議案3件であります。

付託された議案審査のため、去る9月16日、17日、19日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月16日午前9時30分、委員会室に全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

はじめに副議長より、次に町長よりご挨拶を頂いた後、審査に先立ち、森町総合体育館建設工事、天方地区防霜ファン設置補助箇所、天宮公園調整池清掃委託箇所、天宮排水路改修工事箇所、太田川親水公園四阿設置工事箇所、新堀川改修工事箇所の現地視察を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに審査に入りました。

議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

天宮公園の範囲と面積はとの問いに、クレー舗装部分、兼用調整池部分、調整池のスロープ部分が公園の範囲で、面積は3,472.1平方メートルであるとの答弁でした。

ターザンロープという遊具は高低差があり危険なようだが、利用者の年齢制限はあるのかとの問いに、年齢制限は設定していないが、国の安全基準に従って滑るルートに人が入らないように柵を設ける、ルートの下は落下しても危険がないよう芝生等で保護するという対策をしているとの答弁でした。

ベンチの下にレンガが置いてあるが何に使うのかとの問いに、ベンチはかまどベンチといい、災害時には天板を取り外してかまどとして使用できるが、その際に使うものであるとの答弁でした。

都市公園の定義はとの問いに、都市公園法に基づき都市計画区域内に設置する都市施設であり、都市公園の面積に応じて交付税措置があるというメリットがあるとの答弁でした。

次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明

を受け、質疑に入りました。

新田赤松線改良工事の内容はとの問いに、西幸町竜光石油前交差点を起点とし役場前旧森分署跡地を終点とする約1,400メートルで、両側の歩道全線の舗装をやり直し、車道は舗装の傷んでいる箇所の部分補修をする。植樹ますは161あるが基本的には撤去して歩道を確保する。植栽のあるものは地元と協議するとの答弁でした。

歩道と車道は同じ高さにするのかとの問いに、抜本的に改修するなら車道をかさ上げして歩道と高さを揃えるが、それには側溝の布設替えや交差点改良などで多大な予算が必要となるので、現状の高さを変えずに舗装を改修する計画であるとの答弁でした。

現状の歩道はカラー舗装だがとの問いに、改修は厚さ3センチメートルの黒いアスファルト舗装にするとの答弁でした。

河川の草刈りは町ではなく住民がやるべきではないかとの問いに、河川の堤防の外側はボランティアや慣習で住民が草刈りをするが、河川の堤防の内側はほとんどやっていただけない。町管理の準用河川の草刈りは町がやるべきことなので、地域住民にやりなさいとは言えない。ただ県のリバーフレンドシップのような、ボランティアでやっていただける環境を作ることは大事なことだと考えるとの答弁でした。

太田川親水公園四阿設置工事は、坪当たり単価が1,100千円以上で、一般住宅の坪単価600～700千円に比べ高すぎるのではないかと、複数業者から見積りを取ったのかとの問いに、河川の洪水敷に設置するため速やかな撤去が必要な構造であることがコスト増の要因である。見積りは静岡市にある専門業者からだけであるとの答弁でした。

1社だけでなく複数社から見積りを取り、コストを削減しながらより良いものにするよう研究すべきではとの問いに、指摘のように規模に対して工事費が高いが、河川区域内で撤去可能な四阿を手がけている業者は近辺では1社だけであったので、そちらに問い合わせ設計書を作成した。今後コスト削減できるところがあるかどうか

か調査をし、実際の発注に反映させていきたいとの答弁でした。

四阿でなくても木を植えて木陰を利用すること、暑い時期だけテントを利用することはどうかとの問いに、樹木の植栽には国交省の基準があり、原則高さ1メートルまでの木を植えることができるが、1メートルを超える高木については面積当たりの本数が定められている。基準から計算すると、植えられる高木はあと1本か2本である。組立式テントも検討したが、常時管理人がいるところではないので何かあったときの対応ができない。もっと簡易な日よけも検討したが、公園施設であるので四阿を選択したとの答弁でした。

森町の木を使って四阿を作ればコストを下げられるのではとの問いに、木材の利用については今後検討するとの答弁でした。

予算額は業者の見積額かとの問いに、業者の見積額は製品価額と据付費で、基礎と諸経費は別である。予算額は業者の見積りに諸経費率を掛けているが、諸経費は消費税込みで約0.9になるので予算要求額は業者見積額の約1.9倍になっているとの答弁でした。

天宮公園の四阿の設置費はとの問いに、公園工事を請け負った地元業者が施工しており、四阿設置工事費は中のベンチ、テーブルと附帯工事を合わせておよそ6,000千円であるとの答弁でした。

以上で建設課所管の審査を終了し、次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

石油代替エネルギー施設整備事業補助金は町から647千円だが全体事業費はとの問いに、総事業費は税抜き12,340千円で、その額から7年間のリース契約終了後の残存価格617千円を引いた額の2分の1、5,861千円が国の補助金である。町の補助金647千円は、税抜きの総事業費から国の補助金を引いた額の10分の1であるとの答弁でした。

木質ペレットの単価と仕入先はとの問いに、ペレットの単価は1キロ35円で、天竜木質バイオマス事業組合から供給されている。他に木質ペレットボイラー導入希望者はあるのかとの問いに、A重油

と比較して燃料費が1割ほど安くなるので、クラウンメロン支所と磐田支所の生産者9名が利用している。森町の温室農家は19軒だが、導入希望者は今のところ1軒だけであるとの答弁でした。

天方地区防霜ファン利用組合のように、今後も防霜ファン設置の希望があれば助成を受けられるのかとの問いに、今後もこの制度を利用していく。町の補助は、山村地域で県の補助に上乗せして事業費の1割を助成する制度と、助成を受けて整備したが足りないところに防霜ファンを追加で設置する場合に、町単独で事業費の5分の1かつ上限100千円まで助成する制度があるとの答弁でした。

しずおか林業再生プロジェクト推進事業の内容はとの問いに、実施森林は西俣地内の私有林で6.78ヘクタールのうち5.5ヘクタールを間伐する予定である。間伐材を搬出するために作業道を事業費900千円で補修する事業で、3分の1を県から町を通して補助するとの答弁でした。

間伐材は何に利用するのかとの問いに、計画では80年から90年の材を搬出し、建築材に利用するものと思われるとの答弁でした。

以上で産業課所管の審査を終了し、次に議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

保険料還付金の件数はとの問いに、補正分は14件であり、当初予算を含めると21件であるとの答弁でした。

以上で住民生活課所管の審査を終了し、付託された全議案の審査を終了しましたが、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る建設課所管事項について」は、更に審査を続けるべきという意見があり、議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2議案の討論を省略し、それぞ

れ1件ずつ採決を行いました。

議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上議案2件については、いずれも委員全員の賛成で、原案のとおり可決されました。

9月17日、19日、委員会を再開し、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、全委員による討議を行いました。

8款4項5目公園費のうち、太田川親水公園四阿設置工事12,811千円に関して、高額すぎるのではないかとの意見が多数あり、再度建設課への質疑を行いました。

これから日差しが弱まる季節なので、もう少し時間をかけて予算を考え直してはとの問いに、設置には河川管理者である袋井土木事務所の許可が必要で、予算が通り次第実際の図面を起し協議を開始するが、許可が下りるまでに時間がかかると思われる。本補正予算で認めていただき、来年の暑い季節に間に合うように、今年度中には設置を完了したいとの答弁でした。

四阿を手がける業者は多数あると思うが、それらから見積りを取ってはどうかとの問いに、河川敷に設置できる四阿を製造している業者は限られる。見積りを取った静岡市の業者は、県内だけでなく全国に納品しているとの答弁でした。

今回の設置工事の諸経費を下げることはできないかとの問いに、諸経費は土木工事のうちの公園工事の0.91を使っているが、建築工事の諸経費ならば0.37であるとの答弁でした。

なぜ当初案では土木工事の諸経費を用いたのかとの問いに、公園内の施設であるので、土木工事のうちの公園工事として発注することを考え、積算したからであるとの答弁でした。

土木工事と建築工事ではどう違うのかとの問いに、土木工事ならば土木工事業者に、建築工事ならば建築工事業者と発注する業者が違ってくる。積算の考え方の違いだけなので、工事や構築物に対

する影響はないとの答弁でした。

現在親水公園の南側に設置されている四阿の面積と設置費、積算に用いた諸経費はとの問いに、平成11年に設置したものであり、面積は30.4平方メートルで設置費は8,330千円、建築工事の諸経費を用いたとの答弁でした。

四阿の部材を替えることでコストダウンができないかとの問いに、屋根はさびにくいガリバニウム鋼板の使用を計画している。コストを下げるにはカラー鋼板もあるが、耐久性に劣る。支柱はリサイクルウッド張りの鉄骨タイプを計画しているが、コストを下げるにはリサイクルウッド張りでない鉄骨タイプがある。こちらは見た目はリサイクルウッド張りより多少劣るが、強度、耐久性とも変わらないとの答弁でした。

休憩を挟み、委員会を再開しました。これまでの質疑、討議を通じて委員より、太田川親水公園四阿設置工事予算を12,811千円から3,711千円減額し、9,100千円とする議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）」の修正案が提案され、担当課の参考意見を求めながら、検討いたしました。

修正案は、工事の適用工種を変更することによる諸経費の軽減、支柱の部材を変更することによるコストダウンにより、3,711千円を減額するとのことでした。

9,100千円の予算額で、当初予定していたものと同等の面積、機能、安全性を備えた四阿の設置が可能であるか、担当課に意見を求めたところ、問題なく設置できるとの意見でした。

審査が尽くされたのを見計らい、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案の討論を省略し、採決を行いました。

議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案は、賛成多数で可決しました。

委員会の決定に従い、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）」に対する第二常任委員会修正案を議長に提出いた

しましたので、本修正案について説明いたします。

本修正案は、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）」の第一条中、歳入歳出に追加する額を244,633千円から3,711千円を減額して240,922千円とし、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,171,868千円とするものです。減額の明細は、歳出予算の8款土木費4項都市計画費5目公園費細目0002公園整備費の工事請負費のうち、太田川親水公園四阿設置工事12,811千円から、3,711千円を減額して9,100千円とし、合わせて歳入予算から、財源である前年度繰越金を3,711千円減額して122,167千円とするものです。

修正の理由は、太田川親水公園四阿設置事業について、現場視察を行い、完成予想図を確認し、質疑を行いながら審査を進める中で、工事費に減額の余地があると判断したからです。

原案の12,811千円から9,100千円に3,711千円を減額した根拠は、適用工種を土木工事から建築工事に変更することによる諸経費の0.91から0.37への引下げと、支柱の部材をリサイクルウッド張り鉄骨タイプからリサイクルウッド張りでない鉄骨タイプに変更する見直しです。この減額によって四阿の規模、機能、安全性は損なわれず、原案と同等に確保されるものと考えられます。

本事業は太田川親水公園利用者の要望を取り上げた一般質問によって必要性が訴えられたことに対し、当局が迅速に対応されたことは評価に値するものであり、第二常任委員会においても日陰の必要性は全委員が認めているところです。しかし、余りに多額の予算を投入しては、町民の中には疑問を感じる人もあると考えられます。せっかくの事業ですから、より多くの町民に理解が得られ、喜んでいただけるものとするため、修正案を提出するものです。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

以上が、平成26年9月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。

重ねて議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員

議長 長報告を終わります。

議長 長 ( 榊原淑友君 ) 以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

議長 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

議長 長 質疑はありませんか。

議長 長 ( 発言する者なし )

議長 長 ( 榊原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

議長 長 これから討論・採決を行います。

議長 長 日程第1、議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

議長 長 討論はありませんか。

議長 長 ( 発言する者なし )

議長 長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

議長 長 これから議案第57号を採決します。

議長 長 本案に対する委員長の報告は、可決です。

議長 長 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 長 ( 起立全員 )

議長 長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

議長 長 したがって、議案第57号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 長 日程第2、議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

議長 長 討論はありませんか。

議長 長 ( 発言する者なし )

議長 長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

議長 長 これから議案第58号を採決します。

議長 長 念のため申し上げます。

議長 長 本案の議決については、地方自治法第244条の2第2項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

なお、この特別多数議決の場合には、議長にも表決権がありますので、申し添えます。

ただ今の出席議員数は、全員の12人であります。

また、出席議員の3分の2は、8人であります。

それでは、議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 榊原淑夫君 ) 起立全員です。

よって賛成は、3分の2以上であります。

したがって、議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 ( 中根幸男君 ) 4番、中根幸男でございます。ただ今討論に付されております、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)」に対し、修正案、並びに修正案以外の補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算は、補正前の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ240,922千円を追加し、補正後の歳入・歳出予算の総額を7,171,868千円とするものであります。

主な内容につきましては、総務費では、町内会からの要望である防犯灯設置費補助金や、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入に対応するための基幹業務システムの整備費用として28,620千円。

衛生費では、森町病院の経営基盤強化のための繰り出し金50,000千円、予防接種法施行令の改正により、水疱瘡及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象に追加されたことに伴う予防接種にかかる経費として9,460千円。

土木費では、国の補助金である「がんばる地域交付金」を活用し、役場前から西幸町に至る新田赤松線の老朽化の激しい歩道及び車道等の改築に伴う工事費38,000千円、町道維持及び舗装に伴う工事費12,300千円、新堀川堆積土の凌襲に伴う工事費として6,500千円が計上されました。

また、ただ今委員長からも報告がありましたように、太田川親水公園利用者への木陰づくり対策として計上されました四阿につきましては、町単独事業であることから、四阿の規模・大きさは変えずに、強度や安全性を損なうことなく、設計・積算基準等の見直しをしていただきまして、9,100千円に減額修正したものでございます。

更に農林水産業費では、お茶の凍霜害対策として、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金等を活用し、天方地区防霜ファン利用組合が行う防霜ファン設置事業に対する補助金10,560千円、教育費では、飯田小学校給食室棟の耐震補強工事にかかる経費30,955千円などが計上されました。

これらは、法令等の改正や、住民福祉の向上に必要な補正予算でありまして、同時に町内会など地域住民の要望に応えるものであり、賛成するものでございます。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。

1 番、伊藤和子君。

1 番議員

( 伊藤和子 君 ) 1 番、伊藤和子でございます。ただ今討論に付されております、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)」に対し、修正案、並びに修正案以外の補正予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、修正部分については、太田川親水公園四阿設置事業予算を

12,811千円から9,100千円に減額修正するものです。

親水公園は年々利用者が増える中、日よけの場所が少なく、利用者の多くの方々からは健康面を危惧し、日よけ対策として四阿設置の必要性を訴えておりました。

四阿の設置により、日よけ対策の効果の他に、子どもから家族連れ、来訪者の方々の休憩の場所、憩いの場所として、今まで以上に利用者が増えることが予想され、親水公園の機能の充実に町民からは期待が寄せられることと思います。

安全性の問題、また、木陰対策として十分に機能が保たれ、太田川親水公園の景観に配慮した色など、関心度も高く、多くの町民が完成を願っております。委員長報告にありましたように、減額しても当初計画していた規模、機能、そして安全性は確保されることとあります。

今回の設置は利用者の健康面を危惧し、町民の要望に応えるものであり、早急な対応に感謝申し上げ、親水公園の新しいシンボルとなるよう期待し、修正案に賛成いたします。

修正部分以外の内容については、公立森町病院への繰出金の50,000千円は、財政厳しい中ではございますが、経営基盤強化のためには必要であると理解しております。

また、水疱瘡、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にかかる予防費9,460千円は町民の健康、福祉の増進を図るものでございます。

防犯等設置費補助金1,045千円、天宮排水路改修工事6,340千円、三倉地内友愛橋の橋梁修繕工事3,600千円は、住民の生活に直結し、町民の命を守るための必要性と緊急性について理解するものであります。

今回大きな事業といたしまして、道路新設改良費52,000千円のうち、道路改築工事46,000千円につきましては、国の平成25年度補正予算(第1号)に係る、がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)38,000千円の交付の見込みを頂くことができ、当交付金を活用して町道新田赤松線の老朽化した歩道及び、車道の舗装等

の改築を行う経費として、また、中川地内の町道権現堂線の改築工事を行う経費でございます。

長年地元住民の要望が出ている中、今まで着手できなかった事業が、交付金の活用により、安心・安全な道路空間が確保されますことは、多くの町民の願いでもあり、期待も大きいかと思われま

す。特に町道新田赤松線・遠江総合高校付近は、幼稚園、小学校、中学校、そして高校の通学路として大変利用者が多く、安心・安全面を重視した歩道整備を望む声が出ておりました。次世代につなぐ事業として、町民や来訪者の方々にとって、新しい道路空間が完成されますことは、景観上の観点、安心・安全面の確保、そして防災減災の観点からも早期の着工と完成を願っております。

また、整備区間が森町役場前から西幸町の交差点まで約1.4キロメートルと長く、地元の沿道住民にとりましても、整備の着工の関心度が一層高まり、より多くの町民の期待がかけられることと思われま

す。この他にも、山村振興費、情報管理費、飯田小学校給食室棟耐震補強工事など、多くの事業が計上されておりますが、いずれも時宜にかなった事業であり、国・県の補助金を活用し、財源も無理なく確保されていることから、修正案とそれ以外の部分について本補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 ( 榎原淑友君 ) 他に討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榎原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する第一常任委員長の報告は、可決です。

第二常任委員長の報告は、修正です。

まず、第二常任委員会の修正案について、起立によって採決します。

第二常任委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榎原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、第二常任委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榎原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榎原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榎原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榎原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 ( 太田康雄君 ) 7番、太田でございます。ただ今討論に付されております認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算認定」について、賛成の立場から討論を行います。

25年度一般会計の決算規模は、歳入が前年度よりプラス3.0パー

セント、241,200千円増の総額8,249,094千円、歳出が前年度よりプラス4.7パーセント、329,306千円増の総額7,363,193千円でした。

また、歳入予算に対する歳入決算の比率は88.6パーセント、歳出予算に対する執行率は79.1パーセントですが、これは国の交付金の内示により前倒しして予算措置をした、スマート・インターチェンジ関連事業や総合体育館建設事業などを翌年度に繰り越したためです。

翌年度に繰り越した事業を除くと、歳出予算に対する執行率は96.9パーセントと、24年度より1.6ポイント高い比率になりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支は850,347千円でした。

財政調整基金は25年度中に206,677千円を積み立て、残高は2,184,874千円となっているので、決算積立はせず、実質収支は全額今年度への繰越金となり、各種事業の財源となっています。

歳入では、町税が長く低迷していた景気の回復の兆しにより、前年度から42,867千円、1.7パーセント増加して2,604,554千円となり、全体の3割強を占めています。

また、国庫支出金は、前年度より206,912千円、41.9パーセント増加し、701,128千円でした。これは、国の交付金、補助金を活用した事業が多く行われたことを示します。

歳出では、経常的経費は5,107,636千円で、前年度より90,893千円増加しましたが、構成比は69.4パーセントで前年度より2.0ポイント下回っています。

投資的経費は1,083,872千円で、前年度より362,328千円増加し、構成比は14.7パーセントで前年度より4.5ポイント上回っています。

町債残高は、6,453,253千円と前年度より262,595千円増加したものの、元利償還金が全額交付税によって措置される臨時財政対策債が、前年度より302,411千円増加して3,531,518千円で、町債残高の54.7パーセントを占めており、実質的には町債は前年度より減少していると言えます。また、臨時財政対策債の25年度償還額は181,40

1千円で、地方交付税で配分された返済金を他の事業に流用することなく返済に充て、計画的に償還されています。

平成25年度は、新東名の県内開通から2年目を迎え、26年3月には念願の遠州森町スマート・インターチェンジの供用が開始されました。周辺整備やアクセスとなる広域農道の改築など、スマート・インターチェンジ供用開始に向け、関連事業が実施されました。26年2月には、国の社会資本整備交付金を受け、平成24年度から28年度までの5箇年計画で予定していた広域農道の改築工事を、2年前倒しして26年度末で完了するという補正予算が組まれました。工事は今年度に繰り越されましたが、スマート・インターチェンジ関連事業予算の集大成とも言える年度でありました。

また、総合体育館建設に向け、実施設計が行われ、建設用地として周智高校グラウンド跡地を県より購入いたしました。建設事業は国の補助金を受け、予算建てはしましたが、実際の工事は今年度に繰り越され、現在着実に進められているところであります。

この他にも、当初計画していた事業を確実に実施するとともに、必要な事業を補正予算によって適宜行った結果、決算規模は、単独を選択した平成17年度以降、最も大きいものとなりました。厳しい財政状況の中、スマート・インターチェンジ関連事業や総合体育館建設事業など、数十年に一度と思われる大型事業に取り組んでいますが、財源に国庫補助金を確保するなど、知恵を絞って事業を進めていることが認められます。

以上のように、平成25年度一般会計歳入歳出決算は、限られた財源を適正に配分し、町民の福祉の向上と、次世代への発展の礎づくりに取り組んだ良好な決算であると考え、認定することに賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから認定第1号を採決します。  
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。  
日程第8、認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田彰君 ) 6番、西田です。認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」に対し、反対の立場で討論を申し上げます。  
平成24年6月議会において、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者等課税分、介護納付金課税額が引き上げられまして、2度目の決算認定となりました。引上げに対して、私は反対の立場を取らせていただきました。  
結果的には昨年決算比較では、保険税の増収10,700千円、一般会計法定外繰入3,000千円減の60,000千円、保険給付費（一般被保険者療養給付費等）12,530千円の減となる中で、トータル149,176,201円の黒字計上となっております。引上げは妥当だったのでしょうか。  
国保加入者は自営業者、年金受給者、減額基準ぎりぎりか基準内の低所得者等、国の経済状況に左右されやすい環境にある世帯であり、所得に占める割合は大きいと言われます。収入が伸び悩む中、本年4月からは消費税引上げ、諸物価の高騰はさらなる負担となっています。  
ここで私が心配するのは、国保加入者全般において診療抑制、自

肅に向かわないか、そのことで重症化を招き、医療費の高騰につながるようなことがあってはなりません。少子高齢化が顕著になる中、社会保障の充実は私たちの願いであります。国の国保に対する負担割合は低く抑えられたままであります。消費税増税を強行したのですから、以前の2分の1負担とすることを求めるとともに、被保険者負担軽減のためには、一世帯1万円の引下げが必要と考えます。

自立した健康な暮らしの中でお達者度ナンバーワンを今後も森町が維持するため、次年度予算に生かされることを申し上げまして私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

議長 ( 榊原淑友君 ) 他に討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員 ( 山本俊康君 ) 9番、山本でございます。ただ今討論に付されております、認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

決算額は、歳入総額2,125,991,229円、歳出総額1,976,815,028円、差引き残額149,176,201円となっております。この内25,000千円を基金に繰り入れ、124,176,201円を翌年度繰越額としております。国保税の改訂は、先ほど西田議員から話もございましたが、平成24年度に行われ、平成25年度は同率であります。一人当たり保険料の調定額は66,770円で、県下35市町の18位の位置にし、県下の平均の位置となります。

歳入における保険税は、前年度より9,065,446円増加し、調定額に対する収入率は83.1パーセントで、前年とほぼ同じとなっており、県下で上位から4番目となっております。この収入率を支える職員の皆様方の努力を評価するところであります。

平成24年度に引き続き平成25年度においても基金の積立て・翌年度繰越しもされ、25年度も継続して安定経営が図られ、円滑な運用がされており、平成25年度の国民健康保険特別会計の決算は良好であ

るということから、賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 他に討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから認定第2号を採決します。  
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立多数 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 起立多数です。  
したがって、認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。  
しばらく休憩をします。  
( 午前11時00分 ~ 午前11時05分 休憩 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。  
日程第9、認定第3号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから認定第3号を採決します。  
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、認定第3号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。  
日程第10、認定第4号「平成25年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

- 議 長 ( 発言する者なし )  
( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから認定第4号を採決します。  
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 ( 起立全員 )  
( 榊原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、認定第4号「平成25年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。  
日程第11、認定第5号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。
- 議 長 ( 発言する者なし )  
( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから認定第5号を採決します。  
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 ( 起立全員 )  
( 榊原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、認定第5号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。  
日程第12、認定第6号「平成25年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」日程第13、認定第7号「平成25年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び日程第14、認定第8号「平成25年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」以上、3件を一括議題とします。  
お諮りします。  
この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。
- 議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榊原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榊原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、認定第6号から認定第8号までの3件については、認定することに決定しました。

日程第15、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田 彰 君 ) 6番、西田です。認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定」に、反対の立場から討論いたします。

水道事業において町民が望むもの、それは安心して飲めること、安定して供給されること、料金も割安であることなどが基本ではないかと考えます。日々の生活の中での飲料水の大切さと万が一の事故、遭難、災害時において飲む水があったからこそ1週間、10日間で命を永らえたと聞きます。生命の基本は水であり、命の水に消費税を課税することはやめるべきです。8パーセントはもとより、10パーセントに増税など許されません。

さて、平成25年度水道事業会計決算は、給水人口の減少、給水戸数の増加が引き続きみられる中で、老朽管の取り換えと、漏水に対して素早い復旧対策で有収水量率の上昇がみられることは好ましいことと思います。しかるに、少子化、核家族化や節水対策意識の向上等、事業を取り巻く環境は厳しく、営業収益の右肩上がりは今後

も難しいことと考えます。

問題は営業費用に係る遠州水道からの原水費用であります。先ほども申し上げた通り、取り巻く環境は厳しく、関係市町においても遠州水道企業局との給水契約の見直しの声は強くなっていると聞き及びます。その声に押され給水単価1円の引下げはなされたものの、焼け石に水というのが現実ではないでしょうか。

平成20年度の決算では、供給単価から給水原価を差し引いた1立方メートル当たりの販売利益は4円12銭ありました。平成25年度の決算ではこれが、マイナス16円19銭であり、昨年と比較すれば55銭のマイナス減ではありますが、実質マイナス幅は20円31銭となりました。

企業局においてはこれ以上の単価引下げはできない。各自治体の責任で経費削減と給水量の増加の努力を求めているようですが、それはマイナス幅が毎年増え続けていることを考えれば限界に達していると思います。計画水量の見直しができないのであれば給水単価をもっと下げてもらおうべく関係市町と連携し、働きかけを強めていかなければなりません。

今後続く石綿管の取り換え、施設の老朽化による資金需要は増す中で、マイナス幅を減少し、町民への負担を極力抑えて水道事業の継続が図られることを求めまして、私の反対討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員

( 山本俊康 君 ) 9番、山本でございます。ただ今討論に付されております、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定」について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

町民の生活に欠かすことのできない水、安全で良質な飲料水を安定供給することこそが使命であります。一方、健全経営という視点に立ち、事業運営の効率化を図るとともに、経常経費の削減、事務事業の見直しを引き続き徹底され、25年度事業も健全な運営がなされ

ております。

事業実績について、年間配水量は2,747,147立方メートルで、前年度に比較し98,162立方メートル、3.7パーセントの上昇でございます。年間有収水量は2,245,042立方メートルで、116,428立方メートル、5.5パーセント上昇したことにより、有収水量率は前年度を1.36ポイント上回る81.72パーセントとなっています。

また、1日の平均配水量が増加したことにより、最大稼働率、施設利用率、負荷率ともに前年度を上回る実績となっています。

経営成績について総収益は302,585,038円で、前年度より41,262,948円の増加、総費用が306,536,696円で、前年度より38,342,966円の増加となっております。この結果、損益収支において3,951,658円の当年度純損失の計上となっておりますが、前年度の純損失は6,871,640円で、2,919,982円の赤字の改善となっております。

一方、供給単価から給水原価を差し引いた1立方メートル当たりの販売利益は、先ほど西田議員も話もされておりましたが、前年度より55銭増加であります。以上のことから、水道事業の環境として、人口減少に伴い一般家庭の使用水量が減少しており、厳しい環境ではあるものの、新東名パーキングエリアでの使用、平成25年度で約20,000立方メートル、2,300千円、一宮最終処分場での使用、平成25年度で約280,000、立方メートル、2,670千円とそれぞれ前年度より増加し、今後も安定した需要が見込まれます。さらには、景気が上向けば企業の需要増加も期待されるところであります。

一方、老朽化が心配される管路の布設替えや迅速な漏水補修工事により、有収水量率は平成24年度の80.36パーセントから平成25年度81.72パーセントとなり、1.36パーセント向上をしております。これは、2年連続の向上であり、水道水が無駄なく使われるよう努力がされております。しかし、有収水量率の森町の目標は85パーセントとも聞いており、さらなる努力を期待するところであります。

また、企業局よりの水道使用料金の引下げについては、本年当初予算の賛成討論の折に触れさせていただきましたが、関係市町で要望

し、平成26年度から平成30年度まで、県水使用料金が1立方メートル当たり、12円から11円に引き下げられており、今後の健全経営につながるものと期待をしております。

事業費の節減においても、下水道工事に併せ上水道管の布設替えを施工することで、配水管の更新に係る経費の節減に努められております。

以上のことから、水道事業としてまず第一に求められる「安価で安全かつ安定した水の供給」という責務は十分に果たされているものと考え、本決算を認定することに賛成をいたします。

町民にとって大切な水道事業を日々支えていただいている職員の皆さんに改めて感謝し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 他に討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから認定第9号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立多数 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 起立多数です。

したがって、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第16、認定第10号「平成25年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、認定第10号「平成25年度森町病院事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。  
日程第17、発議第2号「給付型奨学金制度の創設を求める意見書の提出について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) お諮りします。  
本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。  
ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから発議第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第2号「給付型奨学金制度の創設を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。  
ただ今可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・文部科学大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。  
日程第18、発議第3号「地震財特法の延長に関する意見書の提出について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) お諮りします。  
本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。  
ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榑原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから発議第 3 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榑原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第 3 号「地震財特法の延長に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。  
ただ今可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・内閣府特命大臣（防災）・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。  
日程第 19、発議第 4 号「「農協・農業委員会等に関する改革」に関する意見書の提出について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職 員 朗 読 )  
( 榑原淑友 君 ) お諮りします。  
本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。  
ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榑原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから発議第 4 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榑原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第 4 号「「農協・農業委員会等に関する改革」に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。  
ただ今可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・農林水産大臣・内閣官房長官・規制改革担当大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

議長  
1 番議員

日程第20、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番、伊藤和子君。

( 榊原淑友君 ) 1 番、伊藤和子君。

( 伊藤和子君 ) 1 番、伊藤和子でございます。

私は先に通告いたしましたように、「さざんか荘跡地利用について」と「一人暮らしの高齢者のサポート体制について」の2問をそれぞれ町長にお伺いいたします。

まず1問目の「さざんか荘跡地利用について」です。

三方を小高い山々に囲まれ、中央を太田川が流れ、南に平野が広がっている遠州の小京都森町。地理学者「志賀重昂」も「小京都」として賞賛した森町のすばらしい景色を一望できるスポットが「さざんか荘」の跡地でございます。

森町は遠州の小京都まちづくり推進会議、作業部会も作られ、コンサルタントも入り本格的に小京都構想が進められておりますが、町民の皆様方には一向に見えてこないという声が上がっているのが現状でございます。

提案といたしまして「さざんか荘」跡地を「遠州の小京都森町」の景色を一望できる観光の「ビュースポット」として整備し、多くの町民の皆様方に名称を募集することにより、町民一人一人が小京都まちづくりに参加している意識を持つことにつながるのではないかと考えます。

昭和47年に建設された「老人憩の家」として「さざんか荘」は大変多くの利用客で賑わいました。その跡地が、再び森町の新しい観光名所「絶景スポット」としてよみがえるのは、当時を良く知っている多くの町民の願いでもあります。跡地の整備は小さな事業ではありますが、町民の心に永遠に残り、未来の子どもたちに語り継ぎ、後世に残しておきたい大事な事業であると考えます。

まさに小京都まちづくりの真最中であり、町民の皆様方の関心度も高く、絶好のタイミングであると考えますが、町長の考えをお伺

いたします。

続いて2問目の「一人暮らしの高齢者のサポート体制」についてです。

全国的に一人暮らしの高齢者世帯は増加しております。森町でも平成26年4月の統計によりますと、65歳以上の一人暮らし世帯数が631件、75歳以上では413件、今後も更に増加が予想されます。

森町の高齢者世帯で、高齢者支援の充実を望む声が上がっている現状の中、森町が現在抱えている問題と対策をお伺いいたします。

また、森町では様々な在宅福祉サービスを行っておりますが、県内市町と比較するとサービスの実施状況にかなりの差が出ております。特に「食」の自立支援事業の配食支援サービス事業が実施されていない市町は河津町と森町だけでございます。一人暮らしの高齢者にとって町に望む声として上がっておりますのが、配食支援サービスの実施です。

このサービスの最大のメリットは、栄養のバランスのとれた食事を届けることにより、安否確認ができることでもあります。市町単独事業としてではなく、交付金が活用できる地域支援事業として高齢者世帯を見守り、安心・安全なサポート体制を望みますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長 ( 榑原 淑 友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村 松 藤 雄 君 ) 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、「さざんか荘跡地の利用について」申し上げます。

森町は、平成24年に全国京都会議に正式加入し、全国に「遠州の小京都」として発信をしております。

また、平成25年度からは「遠州の小京都まちづくり推進会議」及び、「作業部会」を立ち上げ、平成25年度には合同会議を2回、作業部会を4回開催し、平成26年度には5回の作業部会を開催しております。「遠州の小京都」の姿が見えないという意見ではございますけれども、このような検討を重ねておりますことをご理解いただければと思います。

「遠州の小京都」の検討状況でございますが、現在、町内500名の皆様に「遠州の小京都」についての認識について、アンケート調査を実施中でございます。今後、その結果を踏まえて、構想につきまして、推進会議及び作業部会で検討を進めていきたいと考えております。

また、今年度のフォトコンテストについては、「遠州の小京都森町のまつり」というテーマで募集するとともに、11月下旬には「遠州の小京都観光ウォーク」も開催予定であり、皆様に「遠州の小京都森町」をPRしていきたいと思っております。

ご質問のございました「さざんか荘」跡地でございますが、太田川対岸の森町市街をはじめ、春埜山、本宮山、大日山などの山々や森川橋、天浜線の鉄橋が見える場所で昔から絵はがきにもなるような眺望の良い約1,000平方メートルの平地の場所であり、現在は普通財産として管理し、町営グラウンド利用の際の臨時的な駐車場としても活用しているところでございます。

また、周囲は転落防止のフェンスを設けベンチを設置しておりますが、崖地となっており、建築物を設置する場合は、大きくセットバックするか、また、堅固な擁壁を整備する等、整備に当たり大きな課題がございます。

なお、建築確認申請の必要がないものについては、今申し上げた課題が障壁にはならないと考えておりますので、建築確認申請の必要のない使い方というのが、ひとつの考え方になってくるかと思っております。

いずれにいたしましても、こうした景観のよい土地でありますので、今後、「遠州の小京都」の構想づくりを進める中で、どのような位置づけがされ、観光面などでどのような利用方法ができるか、作業部会においても論議を重ねるとともに、議員ご提案の内容を含め、民間の利用等々、様々な観点から関係部局等とも検討を重ね、観光PRに少しでも役立つよう検討していきたいと思っております。

次に一人暮らしの高齢者のサポート体制について申し上げます。

まず、一人暮らし高齢者支援の現在抱えている課題といたしましては、日常の安否確認と災害時の安否確認及び避難支援が挙げられます。対策といたしましては、現在、日常の安否確認の手段として、新聞販売店や日本郵政グループ等、7つの事業所と水道検針員2名にご協力を頂き、森町高齢者等地域見守りネットワーク事業を展開しています。これは、協力事業者が新聞や郵便配達等の業務中に高齢者宅で異変が起きていないか確認していただき、何らかの異変に気付いた場合に通報してもらい、保健福祉課職員が訪問して安否確認を行うことになっております。また、一人暮らし老人の緊急時の不安軽減と緊急事態に対応するため、希望されるお宅に簡易型緊急通報装置を設置し、緊急時に装置の非常ボタンを押すと、設置者があらかじめ指定した緊急連絡先に自動で通報される「森町ひとりぐらし老人緊急通報システム」を行っており、9月現在15名のお宅で設置されております。

さらに、災害時に備え「避難行動要支援者名簿」の整備を行っており、避難時には地域住民や民生委員、自主防災会等の協力を頂くこととなっております。

2点目の配食支援サービスについては、一人暮らし高齢者の場合、摂取カロリーが少ないことが多く、栄養の偏りにより身体機能や免疫力が低下して、病気に掛かりやすくなり、要介護状態に陥りやすいことから、議員ご指摘のとおり栄養改善を目的とする配食サービスは有効な手段だと考えます。また、併せて対面で渡すことにより、見守りや声かけの支援にもつながると考えております。

配食サービスについては、河津町と森町が行っていないということでございますので、平成27年4月から介護保険法が改正をされますので、この改正を契機に、介護保険事業の中で配食サービスに取り組んで参りたいと存じますが、対象者としては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で調理が困難な方、又は、栄養のバランスのとれた食事の確保が困難な方などが考えられます。また、この事業を実施することは、介護保険料の算定に影響を及ぼすことから、

今年度策定する高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画に盛り込んで参りたいと思います。なお、この二つの計画につきましては、森町高齢者保健福祉計画審議会で審議し、決定をしていただく必要がございますことを申し添えて、答弁とさせていただきます。

議 長  
1 番議員

( 榊原淑友 君 ) 1 番、伊藤和子君。

( 伊藤和子 君 ) 「さざんか荘」跡地の整備は今後、推進会議の中で取り上げ、検討していくということでございますけれども、前向きに考えていただきましてありがとうございます。

昨年の6月議会で太田議員が「遠州の小京都への取り組みについて」一般質問されました。そのときの町長のご答弁の中で、森町は京都と同様に三方を小高い山々で固まれていること、太田川を鴨川に見立てて、西側に広がる町並みがあること、京都八坂神社に対する山名神社、貴船神社に対する小園神社など地形的な共通点がある。また、今後の「小京都まちづくり推進会議」の中で、小京都ゆかりの地巡りのモデルコースや、ウォーキング、町歩き、観光コースの提案をしていくと言っておられました。また、スマートインター開通後には来訪者も増え、この機をとらえ「遠州の小京都」として他の町にはない魅力あるまちづくりを進めていくとはりきっておられました。

あれから1年と2箇月が過ぎ、いまだに町民の目には見えてこない「小京都まちづくり」に対して今回このような意見が住民の方々から上がってきたわけでございます。来月の10月21、22日には岡山県津山市で行われる全国京都会議に森町も参加するわけですが、このタイミングに町民の皆様から声が上がったというのは、「さざんか荘」跡地に対しての思い入れが強いのかもしれません。

ご理解をしていただきたいのは、町民の皆様方は多くの予算をかけた立派な「ビュースポット」を望んでいるわけではありません。すばらしい「遠州の小京都」の景色をもっと多くの町民の方々に観ていただきたい。ウォーキングコースのマップができる前に整備してルートの中に入れていただきたい。そしていつまでも名称が「さ

ざんか荘」の跡地のままで良いのだろうか。そのような素朴で率直なお気持ちからこのようなご意見が出たのではないかと考えております。

私としましては、跡地を整備して町民の方々に名称を募集することは子ども達の成長段階において、記憶の中に残るのではないかと考えます。また、子ども達が跡地から観た「小京都森町」の景色を観て、なぜ森町が小京都と呼ばれるのか、そのいわれが一番分かりやすく感じとれる場所ではないかと思うわけでございます。

子ども達が森町の地形、全体像を自分の目で確認し知っておくことは、自分が住んでいる町を愛することにもつながっていくのではないのでしょうか。教育上の観点からも、先生方と子ども達と一緒にあって「小京都まちづくり」に参加していくことに、大きな意義があると考えます。

跡地の整備と名称の募集を教育上の観点からはどのようにお考えでしょうか。その点についてお伺いさせていただきます。

2問目の「一人暮らしの高齢者のサポート体制」についてですけれども、森町にとってもやはり抱えている課題は山積しておりますけれども、様々な努力をされているということでございます。配食支援サービスは必要性をご理解いただき、また前向きに検討していただきましてありがとうございます。今後の高齢化対策が前進し、「お達者度」も総合2位から1位に返り咲くことを期待しながら、高齢者にとってますます住みやすい森町になっていくことを願っております。

今年の2月9日に文化会館で行われました森町社会福祉大会で、島田市川根町にあります大井川鉄道で無人駅となった「抜里駅」を拠点として高齢者にお惣菜の宅配をしたり、地域の高齢者の居場所「サヨばあちゃんの休憩所」を開設して地元で高齢者福祉に貢献しております、諸田サヨ様の講演がございました。

その頃森町でも居場所づくりとして「森のこかげ」の開設準備をしておりました。私はサヨさんのお人柄とその熱意に惚れ、すぐに

コンタクトをとり、次の日に抜里駅にお伺いして、取り組みの経過や課題解決策を聞いて参りました。

そして、今年の4月に「抜里駅」において一宮の「片瀬おたっしや会」の皆様方とサヨさん代表の「麦の会」の皆様方とによる交流会を企画させていただき、お互いの地域における高齢者支援の意見交換会が実現されました。そして今年の7月には「おたっしや会」の皆様方が「麦の会」と川根町の住民の皆様方をお招きし、2度目の交流会が開催されました。今後もこの二つの会が交流を重ねていき、高齢化が進むそれぞれの町で地域から高齢者支援策を発信し、良い方向性になっていくことを望みます。

この2つの交流会に参加させていただき、大変多くのことを学び、森町は今後どのような高齢者支援策を講じていかなければいけないのか教えられた気がいたします。私が思うには、今までの高齢者支援の取組は行政に頼る部分が大きかったように思われます。今後は各地域で自発的に、地域のことは地域で見守るという意識改革が必要になってくるのではと考えます。

高齢者対策だけではなく、地域で持っている公園も地元の利用者が一番多いわけですので、地域の子ども達・住民が安心・安全に利用できるように、草の管理は全て行政まかせではなく、行政でまかなえない部分は、地元の町内会で公民館の清掃と同じようにやっといこうという意識を持っていただくように働きかけてもよいのではないかと思います、今後対策を考えていきたいと思っております。

また、森町でも地域に対する熱い思い、地域の高齢者を自分達で見守っていく取組を実践していこうという地域が増えて参りました。

町として是非、暖かいエールを送っていただきたいと思っておりますが、地域の方々が自発的に高齢化対策を考えていくことに対して、町長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) まず「遠州の小京都」の関係で、なかなか再度姿が見えにくいということでございますけども、やはり遠州の小京都の基本構想が作られて初めて、第2弾として具体的な事業を推進すると。この段取りを間違えますと、森町の遠州の小京都とは何ですかと言われたときに答えに窮するということではいけないと思っておりますので、今回も作業部会、推進会議等々を通じて検討しておりますけども、それだけでは不十分ということで、補正予算をつけて、コンサル等々の知恵も借りながら、何とか今年度中にまとめ上げていただきたいという作業をしているところでございます。

ご提案のビュースポットとしてのことでございますけども、やはり建築基準法上に抵触しないような工作物を検討するべきだろうと。実は、天方城跡の展望についても、あの展望台、なかなか建築確認が難しいだろうということで、建築確認を要しない展望スタイルを検討いたしました。しかし、なかなかそうなりますと上に上れない、また、雨露をしのげない等々の課題がございまして、あのよう建築確認を取って、そしてしっかりした展望台を造らせていただいたんですけども、今回のさざんか荘の跡地については、建築基準法上の許可を貰うとなると、まさに膨大な予算が必要でございますから、屋根のないような、建築基準法に抵触しないものが一つの候補としてあげられるのではないのかなと思います。

ただ、先ほど最初に申し上げましたように、私がいきなりこれをやりますというよりも、今作業をしております推進会議、作業部会の中で議論していただくことが大切かと思っておりますので、その部分については会長であります副町長の方から答弁をさせますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、合わせて教育上どうかという部分については教育長の方から答弁をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、高齢者の支援、先日伊藤議員とともに「片瀬おたっしや会」

10周年の記念事業に参加をして、まさに109回、月1回ですね、公会堂を使って75歳以上の高齢者の方、65歳以上のお一人の方を対象に、まさにワンコイン、500円頂いて食事提供サービスをしながら、高齢者の交流の場を作っていくと。これは行政が関与したのではなくて、自発的に地域の方々が会合を持って、そこに保健福祉課の職員が講師として招かれてお話をしているということで、まさに官民一体となった事業でございます、我々行政としても、そういう形の事業が各地域で展開されていくことが、森町がお達者度ナンバーワンを推進する上でも大事なことはないのかなと、こう思っております。

それから、公園等についてもですね、町の公園、当然区画整理等々で行った公園については、町としてトイレの清掃とか、年間一定の回数の清掃はできますけども、それだけでは地域としては不十分だという場合に、地域の方々が行政ができない部分については、地域で何とか協力して、もっときれいな、住みやすい公園作りにしよう、こういう発想は大変有り難く思っております。そのための制度として、企画財政課の中に、協働のまちづくり推進事業で、本来町がやるべきことについて、住民が汗をかいていただく場合には、10分の10の助成制度がございますので、そのところを活用してですね、地域の美化等々についても取り組んでいただければと思っております。なお、協働のまちづくりの部分については、企画財政課長の方から答弁させてますので、よろしく願い申し上げます、私からの答弁は以上とさせていただきます。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 副町長。

副町長 ( 鈴木寿一 君 ) 副町長でございます。ただ今の伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

今町長が申したようにですね、小京都につきましては、今作業部会の中で進めているというのが現状であります。それとコンサルタント、また、作業部会の中には、産業大学の教授であります熊王先生が一緒になって考えてくださっていると。

推進会議も作業部会もそうでありますけれども、この中には議会、それから観光協会、商工会、神社、仏閣の関係者、それからお菓子組合、茶商組合、それから森山焼の窯元文化協会というような中から代表に出てきていただいて検討をしているわけでありまして、伊藤議員の質問でありますさざんか荘の跡地ということでございますけれども、確かにここの場所につきましては眺望が良いというところは認識をしておりますし、その中の検討する部分であることは間違いないわけでありまして、眺望が良いというところにつきましては庵山もそうですし城ヶ平もありますし、小京都という考えの中ではですね、やはり森町全体を見る中で、中心市街地に一番近いところはさざんか荘の跡地でしょうけれども、やはり飯田城の跡であるだとかね、園田の方であるとか、今度のスマートインターチェンジができましたパーキングエリアなんかも眺望が良い所ではあるということの中でね、全体的なことの中で、もう少し検討を重ねて推進会議の中へあげていただいて検討していくということでありまして、今しばらくお待ちを頂きたいと、こんなふうに思っております。以上です。

議長 ( 榊原淑友 君 ) 教育長。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 教育長でございます。先ほどの伊藤議員のご指摘のとおり、さざんか荘の跡地等については、森町の市街が一望できる場所として、眺望のいい場所ということに対する自覚は十分持っております。子どもたちにも、まさに古都京都に似たような風情、山に囲まれた、中央に川がという部分について十分理解しているし、その眺望を見せるものについては、非常に意義があると、このように思っております。教育的に考えると、やはり直接体験というのは、学校教育というのですかね、子どもを育てるために必要だという部分については十分理解をしております。しかし、先ほど町長、又は副町長の答弁もございまして、跡地そのものについて今すべてが整備されている状態ではないという確認と同時に、学校教育として考えてくると、安全・安心とかですね、そういう部分を

きちっと見定めた上で対応していけるのが一番じゃないかなと思いますので、私もそれぞれ作業部会、又はコンサルタント、推進委員会等の事業の並行の中で、それぞれ観光としてPRができ、事業が進んだ段階においては、町における園長又は校長会等において、啓発活動について進めていけたらと思っているところでございます。

議長 ( 榊原淑友君 ) 企画財政課長。

企画財政課長 ( 長野了君 ) 企画財政課長です。先ほど町長から答弁もありましたように、協働のまちづくりということで、推進事業をやっております。実際にですね、親水公園等で美化活動に頑張っている方に対し支援を行っております。分野で公共施設管理という分野がございますので、そういう事業等につきまして、ご相談いただければ対応していきたいと、個別に内容をお聞きした上で判断していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ( 榊原淑友君 ) しばらく休憩をします。

( 午前12時00分 ~ 午後1時00分 休憩 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

12番、小沢一男君。

12番議員 ( 小沢一男君 )

12番、小沢でございます。

議長に質問のお許しを頂きましたので、2問質問させていただきます。

1問目は、政務活動費・費用弁償支給廃止見直しについて伺います。

政務活動費は、地方自治体の議員に対し、報酬とは別に、各自治体が議会の会派や議員に支給しているお金であります。2012年政務調査費から地方自治法の改正で名称が政務活動費となりました。用途も「調査研究」から「調査研究その他の活動」に広がりました。

支給対象となります活動範囲や金額は自治体ごとに条例で定めています。政務活動費につきましては、以前から再三にわたって不適切な支出が問題となり「第二の報酬」とも言われております。本町

におきましても、平成17年3月から議員一人月額10,000円、年間120,000円が町民の税金の中から報酬以外に交付されています。

平成16年3月議会に議員発議による政務調査費交付条例が議案として上程されました。私は、反対討論をいたしました。発言内容は割愛させていただきます。

近頃のニュースを見ましても、景気が厳しい局面を迎えています。内閣府国民生活に関する世論調査で、66.7パーセントが日常生活で悩みや不安を感じると答え、老後の生活に不安を感じるなどを上げています。

生活保護世帯の増加や、子どもさんを持つ家庭の貧困度が増しているという報道を見るたびに、町民の血税から報酬が支給されているのですから、それに加えて政務活動費を貰うことに本当に必要なのか疑問に思っております。

一例をあげれば視察に関しても、昔ならいざ知らず、今の時代、先進的な政策を行っています自治体はホームページにその政策を載せて宣伝しています。実施自治体に行かなくてもネット上で資料を手に入れることができますし、疑問点があれば直接電話などで担当者に聞くことも可能であります。

私は、政務活動費を頂かずに議員活動をさせていただいておりますが、議員活動に支障を来しておりません。必要な情報はネットで探せば手に入りますし、政策についての疑問は電話などをさせていただいて担当者に直接伺っています。

便利な世の中になっている現状や、町民の生活苦勞を踏まえれば、議員に支給されています政務活動費の支給の廃止は考えなければなりません。

次に費用弁償について伺います。

議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは議員本来の仕事あります。本会議や委員会に出席、また、公務のための旅費が日当等の意味合いで支給されています。

町議会の議員報酬及び政務活動費、費用弁償などの支給に関しま

しては、先ほど申し上げましたように条例で定められており、費用弁償は日額千円が支払われており、議員一人当たり平均受領額は年間約25千円から21千円となっております。

年間費用はおおむね276千円前後とされ、最近は第三の報酬とまで言われています。費用弁償を支給しない他の議会も多く、近隣市議会の動きを見ましても廃止されています。

政務活動費に比べ額としては少ないように見えますが、議会改革の一つとしましても、議員は率先垂範で経費節減に努めるべきであります。政務活動費、費用弁償の見直しは時代の趨勢にかんがみ廃止しなければならないと思いますが、予算権限をお持ちであります町長のご感想をお聞かせください。

2 問目は、可燃ごみ(生ごみ)収集についてお伺いさせていただきます。

1 点目は、広報もりまち8月15日号の6ページに、みんなが気持ちよくすごせるようごみは正しく出しましょうという見出しで「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」について掲載されておりました。生ごみは水分をよく切って、町指定の袋に町内会名・氏名を記入して出す等が丁寧に説明されています。

現在本町では、可燃ごみ(生ごみ)の排出につきましては収集日の朝8時まで集積場所に排出することになっています。収集に当たりましては、ごみ集積場所に委託業者が収集ルートに従い週2回と週1回巡回収集と、町内会に格差があります。

生ごみの処分につきましては、町民が日常の暮らしの中で生活していくためには必ずついて回る問題であります。私は、行政サービスは公平、公正そして平等を重んじていると思いますが、収集に少し不公平を感じています。大鳥居、西俣、黒石町内会以外の天方地区・三倉、黒田町内会以外の三倉地区・大上・橘18町内会は週1回です。この町内会からも収集回数の見直しについて要望書が提出されています以上、住民の皆さんの身近な課題ではないでしょうか。

私は、町民の皆さんの声を聞いてみましたが、まず集積所までの

距離の問題です。遠いこと、特に高齢者や障がい者の方から持ち出しに困っているなど苦労されています。

この現状を見て改善策についてお尋ねさせていただきます。

2点目は、町職員による家庭ごみ(可燃ごみ)の戸別訪問収集について伺います。

高齢者にとりましてはごみを出すのも大変なことです。お年寄りが元気で暮らしていても足が痛かったり、膝が悪かったり、また、怪我をした後、病気をした後など身体が弱くなり、歩行が困難となって、人手を借りなければならない方が見受けられます。

誰もが自分のことは自分で行いたいと考えていますが、自ら集積場所に出すことが困難な高齢者などに対し、町職員によるごみを「戸別」に収集するサービスです。対象は介護要支援者・身体障がい者手帳1・2級を所持している方、また、75歳以上のお一人住まいの高齢者で自力ではごみを出すことが困難な方々に対し声掛けで安否確認するのは、安心・安全のまちづくりを進める上で意義があり、効果が期待できると思いますが、実施できないか町長にお伺いし、質問いたします。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 小沢議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、「政務活動費、費用弁償の支給廃止について」について申し上げます。

地方自治の進展により、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、地方議会が住民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められていることなどを背景に、平成12年に地方自治法の一部が改正され、平成13年4月から施行されました。

これに伴い、当町でも平成16年4月に「森町議会政務活動費の交付に関する条例」を施行し、調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として議員の皆様に対し、政務活動費を交付しております。

政務活動費につきましては、他県で不正な支出があったと報じられるなど社会問題となっておりますが、当町においてはそうした事実はないと認識しております。地方公共団体の施策は、住民ニーズの多様化と相まって、複雑・多岐にわたっており、議員の皆様におかれましては町民の負託に応えるため、地方行政等に関する諸制度や町政及び国政の動向等に対する広範かつ専門的な知識を必要とし、これらに対する不断の調査研究活動が要請されているものと存じます。

当町の政務活動費については、お一人当たり年間120千円を交付しておりますが、その活用状況は、平成25年度で申し上げますと、全体で818,594円、執行率にしますと58.5パーセントとのことでございます。私といたしましては、当然制度として認められていることとございますので、是非とも有効かつ効果的に活用していただければと存じます。

また、費用弁償につきましては、「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき支給しておりますが、近隣では廃止している市が多いと聞き及んでおります。一方、町ではほとんど支給をしておりますので、今後の検討課題かと思っております。

いずれにいたしましても、政務活動費、費用弁償の支給廃止につきましては、議員の皆様のご意見を尊重したいと存じますので、もし議会でそうした議論があるようでしたら、その推移を見守って参りたいと考えております。

次に、2点目の可燃ごみの収集について申し上げます。

質問の中の1点目の「可燃ごみ収集回数の格差について」の質問でございますが、現在、可燃ごみの収集は、火曜日と金曜日に旧森地区の南部を、水曜日と土曜日に一宮・園田地区と睦実を除く飯田地区を、月曜日と木曜日に三倉地区の黒田、三倉町内会と天方地区の大鳥居・黒石・西俣町内会と旧森地区の城下・天宮地区及び睦実地区を収集しております。また、木曜日の週1回の収集町内会は、

天方地区の葛布・問詰・鍛冶島・亀久保、三倉地区の中村・上野平・大河内・乙丸・舟場・田能・大久保・中野・大府川、森地区の大上・薄場・橘の町内会となっております。嵯塚町内会においては収集を行っていません。

昭和57年3月に完成した森町清掃センターは、ダイオキシン濃度基準の強化により平成10年3月から改修工事を実施し、平成11年3月に完成しました。当時ダイオキシン類の健康に与える影響が注目され、また、野焼きに関する煙の苦情等の問合せもありました。そうした背景や清掃センター改修により以前よりも処理能力が大きくなったことから、「森町一般廃棄物処理計画」を見直し、従来収集していなかった町内会についても、町と関係町内会が話し合った結果、森町全域を可燃ごみの処理計画区域とすることとし、週1回の収集を実施し、現在に至っております。

週1回とさせていただいております理由といたしましては、過去収集していなかった経緯や、月曜日のごみの排出量が多いこと、収集運搬業者が個人事業主であり収集運搬車両や人員が少なく、収集運搬距離が長くなること、特に冬季には道路が凍結し迂回が必要となったりして更に時間がかかることや、また、月曜日が祝祭日の振替日となった場合には、中遠クリーンセンターへの受付時間が午前中であること等から、収集の量・運搬の距離等を勘案して実施しているものでございまして、ご不便をおかけしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、公平性の観点からも週1回収集している町内会についても他の町内会と同様に収集するよう、町内会の意向を踏まえ、また、委託業者の人員確保、収集の方法等をよく協議し、委託費の増加はありますが、来年度実施に向けて検討して参りたいと考えております。

なお、嵯塚町内会につきましては、道路事情等回収が困難でありますので、これまでどおり最寄りの亀久保町内会の集積所へ出していただくようご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

2点目の「町職員によるごみの戸別収集の考え方について」でご

ございますが、週2回の収集実施に向けて検討する方向でございますので、収集業務を委託化していること、また職員の勤務形態や職務の範囲等々様々な環境を考慮いたしますと、週2回実施することになれば、職員が戸別に収集することは考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長  
12番議員

( 榊原淑友君 ) 12番、小沢一男君。

( 小沢一男君 ) 政務活動費、町長に質問ということは本来、失礼ではないですけれども条例で定めておりますし、当然議員発議、あるいは意見書を出していくのが当然でありますので、町長にはご回答を頂いただけでも感謝申し上げます。

収集業務、町からの収集業務を貰いましたので、来年から検討していただけると、特に、委託料も集積業者の委託料もですね、17,000千円近いお金をかけて委託をしているわけですので、私自身も無理は申し上げませんが、特にですね、高齢者が、町長もご存じのように山間地域でございますので、18町内会全体を見ましても、75歳のお一人住まいが72名と、また障害者の1・2級手帳をお持ちの方も37人おみえになるということで、今回この生ごみというのは、特に夏はですね、腐敗するというので、町でもですね、いろいろ支援をしております。一例を挙げれば、特に生ごみですね、処理の作り方というので、私も参加したことがございますけれども、今年も10月14日に町民生活センターの1階でやられるということですが、作るのも大変ですけれども、管理するというのが大変なのかなという思いがしまして、特に町職員の安心・安全のためにも見守るということも大切なのかなと思いましたが、もしですね、ここにこの要望書を出した中の可燃ごみの回収増の要望についての町の回答がですね、例えば薄場と葛布からの、凍結の、通行止めになるという事例、今までこういう凍結した場合当然駄目だと思いますけれども、今までには例があったのかどうか、事例があったのでしょうかということ。

またもう1点はですね、搬入最終受付が時間に間に合わない、ク

リーンセンターが午前中の受入れっちゃうか、月曜日、祝日、休日があったその中で、祝日、休日はクリーンセンターが午前中のみということですが、その下の回答がですね、時間に間に合わない可能性が高くなると。そういうこともありうるということですので、この2点の回答はちょっと皆さんが、町内会の人たちがご理解を頂いていないと思うんですけども、こういう事例があったのか、この1点だけお聞きしたいと思います。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄 君 ) 具体的な質問でございますので、担当課長の方から答弁をいたさせます。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 住民生活課長。

住民生活課長 ( 村松 弘 君 ) 住民生活課長です。ただ今の凍結の件とですね、クリーンセンターに午前中に間に合わない事例があったかどうかということですが、近年においてはその事例は何っておりません。ただ、収集のですね、量を見させていただきますと、やはり土日にですね、清掃をされる方が多いということで、1回しか町内会行ってない所では木曜日に行っているんですが、結果的に月曜日は収集の町内会が少ないわけですけども、それでもやはり1番月曜日が収集量が多いということで、距離も遠くなっているということから、そのような間に合わないという危惧があるということでお伝えをしていたかと思えます。

そこにつきましてはですね、業者の方と話をしましてですね、人を増やすなり、収集の経路を変えるなり検討をしていきたいと思っております。以上です。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 7番、太田康雄君。

7番議員 ( 太田康雄 君 ) 7番、太田康雄でございます。私は、先に通告いたしましたように「公共施設等総合管理計画の策定について」と「森町合併60周年記念事業について」の2問を、それぞれ町長に伺います。

まず、1問目の「公共施設等総合管理計画の策定について」です。

総務省では平成26年4月22日に地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。森町でも、今年度当初予算に、当計画の策定委託料3,600千円が計上されています。当計画の内容と、森町における策定の進捗について、町長に伺います。

次に2問目の「森町合併60周年記念事業について」です。

森町は平成27年度に合併60周年を迎えますが、記念事業に対する考え方と計画について、町長に伺います。

議 長 ( 榎原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) 太田議員のご質問にお答え申し上げます。  
はじめに、「公共施設等総合管理計画の策定について」申し上げます。

議員からご発言があったように、今年の4月に総務省から地方公共団体に対しまして、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が示されたところでございます。

この中で、策定の必要性については、「厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」と整理されているところでございます。

また、指針の中では、計画に記載すべき事項として、「公共施設等の現況及び将来の見通し」、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」、及び「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を記載するよう整理されております。

なお、指針の中で、「公共施設等」の定義は、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、上水道、下水道等の公営企業の施設、廃棄物処理場等のプラント系施設等も含む包括的な概念である。」と整理されております。

当町といたしましては、当初予算編成時に、国の動向について大まかな概要は把握していたことから、ご案内のように、公共施設等総合管理計画策定委託料を当初予算に計上させていただき、公共施設の対象範囲においては、道路・橋梁等は国土交通省を中心に長寿命化に係る取組が推進されていたことから、公共建築物、いわゆるハコモノを想定した計画を策定する委託料を計上していたところであり、今年度中に策定する考えでございました。

こうした中、4月22日に指針が通知され、どういった計画を策定すればよいのか等、ある程度明らかになったところであり、公共施設等の範囲も先ほど申し上げましたとおり、判明したところがございます。

また、広域的な連携の一環として、静岡県においても公共施設を経営的視点で総合的に企画・管理・活用することを目的としてファシリティマネジメント研究会を平成26年6月に設立し、県内公共施設の情報共有化に向けた取組を進めており、また、それに先行して、県西部地区の8市1町で構成される遠州広域行政会議においても、公共施設マネジメント連携の一環として、研究会を設置し、圏域自治体と情報交換を行っているところでございます。

さらに、公共施設の維持管理には中長期的な経費の見込みの算出や、総合的かつ計画的な管理が必要であり、固定資産台帳を利用していくことが望ましいとされていることから、その活用・連携方法などについても検討する必要があります。

こうしたことを踏まえると、県や周辺自治体と情報交換又は連携しながら計画策定を進めていくことが効率的であること等々から、計画策定の期間を平成26年度から平成27年度の2箇年とし、1年目に基礎データ収集、2年目に基礎データの補足調整と計画策定を行うことが適切ではないかと判断しており、現在、県や周辺自治体や、公共施設管理等に専門的知識を有しているコンサル等から情報収集しながら、委託の準備を進めているところでございまして、現在のところ1年目の作業については、当初予算額の枠内で対応可能と見

込んでいるところでございます。

なお、こうした状況であることから、周辺自治体においても、国・県等から、もう少し詳細な計画策定に係る情報を収集しながら準備を進めている状況であり、また、複数年における計画策定を予定していると聞いているところでございます。

次に「森町合併60周年記念事業について」申し上げます。

昭和30年4月1日に旧1町4村の合併により誕生した現森町は、来年満60才を迎えます。人生でいえば還暦を迎えるということになるかと思えます。森町の60年の歩みを将来に伝え、今後の発展を未来に託すため、記念事業を実施したいと考えております。

そこで町では、まず職員に対し自由な発想で60周年記念事業の提案を募集いたしました。この募集に45名138件の応募があったところでございます。これらの提案について検討するため、庁内に内部組織として副町長を筆頭に課長職で構成する「森町合併60周年記念事業検討会」等を立ち上げ、提案内容について吟味し、詳細な実施方法については、作業部会を設置し検討する予定でございます。

なお、記念事業等については、検討会における検討とともに、民間企業や町民代表で構成されます「森町行財政改革推進委員会」においてご意見を伺いながら、事業実施に移して参りたいと考えているところでございます。

また、平成27年度当初予算案の編成方針におきまして、60周年記念事業を位置づけ、各課の事業の中においても予算要求していただき、検討して参りたいと考えております。

なお、合併60周年は、町民の皆様においても記念すべきことでございますので、例えばホームページや広報等を通じてご意見を募集する等、町民の皆様からもご意見を頂けるよう、その方法についても検討して参りたいと考えております。

いずれにしましても、合併60周年は、町民の皆様、企業の皆様、公的機関、議会及び行政が一体となって盛り上げていく必要がございますので、議員の皆様におかれましても、ご理解と絶大なるご協

議長  
7番議員

力を頂きたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。

( 榊原淑友 君 ) 7番、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) まず、1問目の公共施設等総合管理計画の策定についてであります。総務省より指針が発表されたのが4月に入ってからということで、当初予算を策定した時点よりも、より具体的に、より広範囲になっているのかもしれませんが、この計画について示されているということで、今年度と来年度にかけて計画を策定する予定であるということ伺いました。

この公共施設等総合管理計画といいますのは、この内容を少し見てみますと、所有するすべての公共施設等を対象とした計画であること、いわゆるハコモノだけでなく、公営企業の施設であるとか、あるいは道路・橋梁、学校施設等も含めたすべての公共施設等を対象としていると、非常に広範囲な計画であることと、10年以上という長期にわたる計画であるということ、そして、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定める計画であることという点がポイントであろうかと思えます。

これは、単に公共施設の管理や削減のための計画といった視点にとらわれることなく、将来的な町の姿を決めるための計画であるという認識が必要であろうかと思えます。それは、これから人口減少が予想される中で、今ある施設をそのまま継続していくのか、あるいは今ある施設の機能を保ちながら、その施設の在り方を変えていくことが必要であるのか、当然人口の動態によって施設の需要も変わってくることでありますので、そういった人口動態を丁寧に予測して、将来の施設需要を見極めることが重要であるというような指摘もあります。

そのようなことを考えますと、これは単に公共施設等をこれからどう管理して、あるいはどう修繕して、何を廃止して何を残すかといっただけの計画ではなくて、言ってみれば将来の町の姿を決めていく計画であるというようにも言えると思えます。

これは、10年、20年をかけて実現していくものでありますので、10年という長期にわたる計画ではありますが、その中で加味されていくものは、10年、20年を見据えた町の将来像であり、そして、その材料となるのは町の人口動態を予測することであろうかと思いません。大変内容の濃い、そして広範囲をカバーする大切な計画であると思しますので、2年間の策定期間を設けて計画を作っていくことではありますが、慎重に、また具体的にですね、計画を策定していただきたいと思いません。

また、策定された計画が、今後ですね、それを順次見直ししながら、繰り返し計画を進めていくわけでありますから、その計画が見直し、あるいは実施がそのたびにコンサルタントに委託するようなものではなくて、町内で計画を循環していけるといいますか、繰り返し進めていくことができるような計画であるということも必要であろうかと思いません。

そうしますと、当然総合計画との関係、あるいは整合性が問われてくるかと思いません。総合計画は町の最上位に位置する計画でありますので、こちらも10年という計画期間の中で、まちづくりを進めるための、町にとっての最大の指針であり計画でありますから、その下にこの公共施設等総合管理計画も位置づけられると思いません。

どちらも長期にわたるものであり、将来的な町の姿を決めるための計画であるということから、この総合計画について、少しその策定の予定について併せてお伺いしたいと思いません。

現在、第8次の総合計画に則って、まちづくり、行政が進められているわけではありますが、平成18年度から平成27年度の10年間に計画期間としております。いよいよ来年度にはこの第8次の総合計画の最終年度を迎えるわけですが、この第8次の総合計画を策定しましたときの状況を顧みますと、平成17年、平成18年度で策定をしたと記憶をしております。協働まちづくり委員会や総合計画審議会の立ち上げから、町民アンケートの実施等を経まして基本構想案の議決を平成18年3月議会で行い、そして基本計画案の承認を平成19年

3月議会で行ったという経緯でございました。

いよいよ27年度に最終年度を迎えるということで、次に来ます第9次の総合計画について、今まで第8次は2年をかけて策定をしていたということを考えますと、そろそろ次の総合計画の策定にも取りかかる必要があるのではないかと思います。その点について総合計画の策定への見通しと伺いますか、このお考えを伺わせていただきます。

2問目の森町合併60周年記念事業についてであります。職員の方から提案を求めて、45名の方が183件の提案をされたということで、職員の皆様にも大変関心が高く、また、真剣に取り組んでいただいております状況を伺うことができました。今後、副町長をリーダーとして、課長クラスの検討会を行い、また作業部会を設けながら実際の事業につなげていくということでもあります。これからそういった検討が進められていく中で、27年度予算にはそのような事業も反映されたものが編成されるということでもありますので、私どもとしましても、楽しみにしながら、また、私どもも意見を言えるような、提案をできるようなものと考えていきたいと、そのように思っております。

また、町民からの意見の募集も行うということですので、どのようなものが60周年記念事業にふさわしいのか、その辺を当局の方で示していただきながら、広く町民に意見を募集をしていただきたいと思います。

先ほどの伊藤議員の一般質問の中で、さざんか荘の眺望を利用してもう少し活用したらどうかという提案もございました。これらも60周年の記念事業に取り入れてもよいのかなと思いますし、もう一つですね、さざんか荘の跡地と並んで、森町の眺望の名所と言え、庵山公園が挙げられるかと思っております。

昨年度は鈴木藤三郎の没後100年を記念いたしまして、記念事業を実施したところであり、また、本年度は藤三郎が建立された庵山公園にあります観音菩薩像の修復も、計画の予算が立てられている

ところであります。私も何度か庵山公園に足を運んでいるわけですが、子どもの頃上ったときとの印象の異なるところは、やはりあの庵山公園から森町を眺望できない、樹木がかなり生い茂っているために、眺望が妨げられているということでありまして、それこそ協働のまちづくりで、町が音頭を取っていただいてもよいですし、町民の有志がリーダーシップを取っていてもよいかと思いますが庵山公園の眺望を取り戻すといいますか切り開くために、樹木の伐採等の整備も特に協働という意味合いを持って、60周年の事業にもふさわしいのではないかと思いますので、その辺のところもご検討いただきたいと思います。

重ねて町長の考えをお伺いいたします。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まず、総合管理計画に関連しての、現在の第8次総合計画が27年度に最終を迎えるということで、第9次をどう準備するのかという質問でございます。

第8次もですね、議員ご承知のとおり袋井との合併がございまして、これも方向が見えないと、第8次の総合計画がないだろうということで、合併をしないという方向が出たことによって、第8次の総合計画を立ち上げたところでございます。当然立ち上げたときには18年からでございまして、既に17年で計画は期限が到来しておりますけども、17、18と、18年に作って18年にスタートという形を取ったところでございます。

今度も、27年度でございまして、27年度は総合計画の基礎的なデータを収集するということになるかと思っております。そして、28年度に第9次の計画を策定すると。こういうフローになっているかと思っております。

当然、28年の2月には町長選挙があるわけでありまして、この第9次の総合計画は、次期を担う町長が策定すべきであると、そのように思っておりますので、それに向けての準備を27年度に実施しているということが必要なプロセスではないのかな、このように思

っているところでございますので、こういう状況をご理解いただきたいと、このように思うところでございます。

次に、町政60周年の問題でございます。今森町合併60周年記念事業の検討会を立ち上げているわけございまして、その中で今どういう事業がふさわしいか検討しているところでございます。さざんか荘の跡地の活用問題とか、庵山も眺望が優れないからこれもということでございますけど、ただ1点、庵山についてですね、眺望というよりも山の木が邪魔だから木を切ってくれと、お寺の方から要望があって、木を切ったところ、大きな岩が見えてですね、今度は落石のおそれがあるからといってですね、約7、80,000千円の事業を実施した経緯もございます。

花や山でございますから、木を切るということは岩山が落ちやすくなるという裏腹の問題がありますので、私どもそういうことを経験していますとですね、単に眺望のために木を切って良いのかと、こういう問題があることだけはご認識を頂きたいなと思っております。

なお、森町合併60周年記念事業検討会については、副町長がトップとして対応しておりますので、副町長の方から答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 副町長。

副町長 ( 鈴木寿一 君 ) 副町長です。ただ今の太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

町長の答弁の中で、私を筆頭とする検討会で検討するというところでございますけれども、実際、現在まだ検討会が設置をされておられませんので、なかなかいいにくい部分もありますけれども、実際今職員の中で応募をしたものはあるわけでありまして、このほかに早急な話になるかと思っておりますけれども、町民の方からのご意見をお伺いをしながらということでございますので、早速担当課の方でですね、その準備を進めていただいて、早い時期に検討できるような体制を取っていききたいと。そして、来年の当初の予算に

はですね、是非反映をしていくような形の中で進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
7 番議員

( 榑原淑友 君 ) 7 番、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 総合計画につきましては、町長のおっしゃる事情というものもよく理解できますので、とにかく、公共施設等総合管理計画にしても、新しい総合計画にしても、今までは右肩上がり、人口増をベースに考えられてきた計画でありますけど、これからはそうではなく、人口減少、現状維持ができればいいというところが現実ではないかと思ひますので、そういった今までどおりの、うまくいくだろうという計画ではなくて、より危機感を持って、より緻密にデータを収集し、また分析する必要があるかと思ひますので、その点について再度お答えを頂きたいと思ひます。

また、60周年記念事業についてであります、一例として庵山の眺望をとすることを申し上げましたが、確かに木を伐採したことで岩肌が露出をして、治山工事を実施したということはあるんですが、私が申し上げました眺望というのは、観音像の前の広場からの眺望でございますので、さほど周辺に影響はないかと思われまふ。

それから、これから検討委員会を立ち上げていくということで、また、町民からの意見の募集も行っていきたいということですが、既にですね、例えばもりもり2万人祭りの名称と内容をそろそろ変えてもよいのではないかというようなご意見もありませんので、そういったものも拾い上げていただけるような募集をしていただけたらと思ひますが、これからのことですので、どのような形でどのように周知をしていくかということはこれからのことだと思ひますが、大体いつ頃までをめぐりに募集をされ、この記念事業についてまとめていかれるのか、今のお考えで結構ですのでお願ひしたいと思ひます。

議 長  
町 長

( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 総合計画のデータの在り方として、厳しい見方で対応するというところでございますけれども、担当課の課長か

ら答弁させますのでよろしく申し上げます。

また、町民の募集等々については、同じく企画財政課長の方から答弁させますのでよろしく申し上げます。

議 長  
企画財政  
課 長

( 榊原淑友 君 ) 企画財政課長。

( 長野 了 君 ) 企画財政課長です。総合計画、また公共施設等総合管理計画のデータ収集についてのお尋ねでございました。より危機感をもってより緻密ということでございます。

現在の総合計画の人口に関しましても、減少の見込みを立てて策定しているところでございます。それよりも、今現在で人口減少しているわけでございます。そういった現状もでございますので、議員からご指摘のあったように、いろんな推計があるわけですが、そういった推計を元にですね、しっかりと推計をして、その前提の元に計画を立てていきたいと思っております。

2点目の60周年記念の募集に関してのご質問でございます。職員から提案がいろいろ出てきております。いろんなアイデアがあって、それを整理していくわけでございます。また、住民の方にもですね、当然来年度予算のこともございますので、早急に、11月中にはホームページ等、広報等で募集をしていきたいと考えております。検討会の方も早急に立ち上げて、器はできておりますので、募集の職員の方のアイデアも整理できておりますので、迅速にやっていきたいと考えております。以上です。

議 長  
4 番議員

( 榊原淑友 君 ) 4 番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 4 番、中根幸男でございます。私は、先に通告いたしました2問について、町長に質問させていただきます。

はじめに、土砂災害警戒区域の指定等について伺います。

近年、地球温暖化による影響でしょうか、異常気象により大型台風や局地的大雨(ゲリラ豪雨)が増加し、全国各地で土砂災害等が発生しております。

広島市では、災害から1箇月が経過いたしました。8月20日未明、記録的な豪雨により大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い人

命が失われました。こうした集中豪雨は、条件さえそろえば全国各地でも起こりうるとされております。

国土交通省のまとめによりますと、土砂災害の危険箇所は、全国に525,000箇所あるとされております。しかし、土砂災害警戒区域に指定されているのは、平成26年7月31日現在で、私の調べによりますと、354,769箇所、土砂災害特別警戒区域は206,657箇所となっております。

これらを受けまして、県では土砂災害危険箇所を見直し、追加の必要がある場所を洗い出し、住民への確実な警戒を促すとしております。発表によりますと、森町では中山間地域を抱え、土砂災害危険箇所は428箇所、そのうち土砂災害警戒区域の指定は64箇所、全体の15パーセントと県平均を大きく下回っております。

以上のことから、3点について伺いたいと思います。

一つは、県の考え方もあると思いますが、今後、土砂災害危険箇所の見直しと、土砂災害警戒区域の指定等をどのように取り組んでいくか伺います。

二つ目は、土砂災害警戒区域等の指定に当たり、地元住民への説明は、どのように進められるか伺います。

三つ目は、災害時にいち早く円滑な避難が行えるよう、避難場所や避難ルートを示した、「土砂災害ハザードマップ」を作成し配布することも必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか伺います。

次に県営土地改良事業、太田川上流部地区内の町道(農道)の舗装の再整備について伺います。

県営土地改良事業太田川上流部地区は、昭和40年代にほ場整備事業により農地が整備され、昭和50年代前半に非補助農道舗装事業等により道路の舗装が進められてきました。その後、土地改良総合整備事業等により用排水路や暗渠排水が整備され、水田の汎用化により、米、レタス、スイートコーン等が栽培されるなど、農地の利用率は高く、県内はもとより全国的にも注目されております。

そこで、地区内の町道(農道)ですが、舗装完了後30年から40年が経過し、経年劣化により各所に亀裂が生じ、生鮮野菜であるレタスやスイートコーンの運搬等にも不便を来しております。本町の優良農地である太田川上流部地区内の道路について、県営事業等により舗装の再整備ができないか伺います。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 中根議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、「土砂災害警戒区域の指定等について」のご質問にお答え申し上げます。

1点目の「土砂災害危険箇所の見直しと土砂災害警戒区域の指定等をどのように取り組んでいくか」についてのご質問でございますが、去る8月20日の広島での豪雨は、1時間当たり最大降水量が120ミリに達する大変な雨量を記録いたしました。この災害では、多くの方がお亡くなりになりましたが、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、気象庁では、西日本を中心とする8月の豪雨について、30年に1回以下の割合と定義する「異常気象」だったとの見解をまとめました。

さて、ご質問の土砂災害危険箇所は、大きく3つに分類されております。一つは、急傾斜地崩壊、つまりがけ崩れのおそれのある箇所、二つ目は土石流のおそれのある箇所、三つ目は地すべりのおそれのある箇所でございます。森町内には急傾斜地崩壊のおそれのある箇所が364箇所、土石流のおそれのある箇所が59箇所、そして地すべりのおそれのある箇所が5箇所、計428箇所でございます。そして、428箇所の土砂災害危険箇所が県により選定されております。

また、全国では約52万5千箇所、静岡県内においては15,193箇所が位置づけされております。これらは法的拘束力を持たないものでございますが、土砂災害のおそれのある箇所を知っていただき、警戒避難等の早期対応をしていくことが重要と考え、ハザードマップ等により住民の皆さんへ周知しているものでございます。

一方、平成11年6月、同じ広島で大きな土砂災害が発生し、その

教訓を生かすために平成13年4月、土砂災害防止法が制定されました。これは、土砂災害から住民の生命及び財産を守るためにはハード対策が理想ではありますが、対策には膨大な時間と経費がかかりますので、関係住民に土砂災害のおそれのある区域をあらかじめ明らかにして、その区域での警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある土地の区域では、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等の土地利用の規制を図るソフト対策が重要視されたことによるものでございます。

土砂災害防止法では、土砂災害のおそれのある区域について、県が詳細な現地調査を行い、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定するとしております。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことです。

また、土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことです。これは危険な住宅の開発等が行われないよう、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

県によりますと、現在、森町においても県が土砂災害危険箇所を対象に基礎調査をしています。そうした中で、以前の調査から地形の変化などのため、新たに基礎調査の対象とする危険箇所が増えることがあるとのことです。また、基礎調査は、平成23年度に三倉地区から始まり、平成28年度までには町内全域を終了させ、土砂災害警戒区域等の指定を平成29年度末までに完了する予定であるとのことです。今年度については、天宮・睦実地区などで基礎調査を実施することとしています。

2点目の「土砂災害警戒区域等の指定の地元住民への説明について」でございますが、区域指定のための基礎調査については、町内会長への説明や地元への回覧等により周知を図るとともに、区域指定に際しては、事前に対象となる地区の住民や土地の所有者に対し

て土木事務所が説明会を開催して、急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の自然災害や、区域指定の範囲、規制内容等について詳しく説明しております。

今年度の基礎調査は、大鳥居・城下・天宮・向天方・睦実・橘・問詰・葛布・薄場地区を予定しており、8月・9月に県から地元町内会長に基礎調査を行う旨の回覧をお願いしたところでございます。また、今年度の指定区域説明会につきましては、三倉・西俣・問詰・亀久保・鍛冶島の5地区が対象でございます。三倉は三倉総合センター、西俣、問詰、亀久保・鍛冶島につきましては、地元公民館で11月に説明会を行う予定で、県が事前に関係者へ通知することとしております。

3点目の「土砂災害ハザードマップの作成及び配布する必要性」についてですが、森町では三倉地区から順次土砂災害警戒区域等の指定がされていますが、それぞれの旧村単位での指定が完了された時点で、どの範囲でハザードマップを作成するのが望ましいか検討し、作成に向けて着手して参りたいと存じます。マップの掲載内容は、一つ目には土砂災害警戒区域並びにそれらの区域における土砂災害の原因となる土石流、地すべりなど自然現象の説明、二つ目には地域防災計画に定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、三つ目には地域防災計画に定められた避難場所に関する情報についてでございます。なお、配布につきましては、作成したところから各世帯への配布を考えております。

町といたしましても、災害に対する備えは怠ることなく対策を講じて参りますが、住民一人一人が、災害時を想定し、常日頃からその対応を考えていただきたいと思いますと思っております。

次に「県営土地改良事業、太田川上流部地区内の町道（農道）の舗装の再整備」について申し上げます。

まず、太田川上流部土地改良区の整備状況についてでございますが、昭和40年から52年にかけて、約450ヘクタールのは場整備事業をはじめとする、かんがい排水事業、土地改良整備事業等の県営事

業の実施により、ほ場や用排水路、農道、暗渠排水等の整備が行われてきたところでございます。

この基盤整備事業等により、担い手による農地の利用集積や効率的な農業生産が進んだことで、上流部区域内の水田は、水稻、レタス、スイートコーンの三毛作が定着し、「水田の3倍活用」として農地の有効活用が図られ、森町の水田農業は、県内外においても特筆すべき実績を上げてきております。

その一方で、昭和40年代のほ場整備事業やかんがい排水事業により施工した用水路等の施設については、施工後既に40年余が経過しているため、老朽化が著しく、経年劣化による漏水等が発見され、平成20年度に施設機能診断を実施し、早急な対策が必要と判断された天宮隧道、幹線用水路については、平成24年度から県営事業基幹水利施設整備事業により施設の補修、更新を実施しております。

また、平成22年度に完了した地域水田農業支援緊急整備事業に引き続き、平成25年度からは、県営農地整備事業（とうもろこしの里）を実施し、用水の安定供給と水田の乾田化を目的に、未整備となっている用排水路の整備、暗渠排水の改修を行い、安定した水田農業を推進のため、計画的かつ着実に事業を進めているところでございます。

また、農道整備につきましては、昭和46年から54年にかけて、町が事業主体となり、一般農道舗装事業として、主要幹線道路等の舗装を実施しておりますが、議員ご指摘のとおり、舗装後、既に30年から40年が経過しており、区域内の農道（町道）には経年劣化による亀裂等が生じている箇所が見られます。

町の対応といたしましては、地元からの要望により、現場を確認し、農作業等に不便を来すおそれがあると判断された箇所については、その都度再舗装等の補修を実施しているところでございます。

議員ご提案の「県営事業等での対応」についてでございますが、中遠農林事務所に照会しましたところ、県営事業による農道整備につきましては、平成26年7月の県農地局通知により「農地整備事業

における通作条件整備に係る保全対策型の県営事業採択方針」が示され、その中で一般農道における県営事業の採択基準としては、「5法指定地域で県営事業で造成されたすべての路線」とされております。

森町において「5法指定地域」となる地域は、振興山村地域、特定農山村地域である旧天方村、旧三倉村でございまして、太田川上流部南部地域については対象地域外となり、県営事業による一般農道整備事業の採択基準に合致しなくなりました。したがって、現時点では「団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」あるいは、「県単独農業農村整備事業」での対応が可能ではないかとの回答を頂きました。先般行われましたスマートインターの取付道路町道橋円田線（通称広域農道）については、まさにこの見直しの対象からすれすれで該当することになりまして、1年遅れておりましたら、広域農道のインター通り線についても実施できなかったということが言えるかと思えます。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」につきましては、国が50パーセント、県が7～10パーセント、町が40～43パーセントの負担で、町が事業主体となり、一般農道整備事業を行うことができ、また、「県単独農業農村整備事業」につきましては、県が3分の1補助事業で、町が事業主体となり農道改良を実施することができる事業でございまして、県営事業のように県が事業主体となって農道整備していただく事業は、今のところございません。

今後の対応についてでございますが、担当課の現地確認により、現時点では区域内の農道に若干の舗装の亀裂等が確認できておりますが、通行の支障となる大きな損傷等はないものと把握しております。なお、緊急性の高い損傷が発見された際には、今までどおり早急な対応をさせていただき、広範囲となるほ場内の全体的な農道補修については、今後の農作業への影響を考慮しつつ、現在県営事業として実施を進めております「とうもろこしの里」事業の完了予定

である平成29年度以降に、農業農村整備事業等の補助事業の活用を検討し、関係機関と連携をとりながら、今後の森町水田農業の発展を見据え、農道の路面状況等の調査を実施し、効率的かつ効果的な整備を検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長  
4 番議員

( 榊原淑友 君 ) 4 番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 土砂災害警戒区域指定の関係ですが、広島市の災害現場の多くは、土砂災害警戒区域に指定されておらず、対策が遅れた可能性が指摘されております。このため、国では土石流など大規模災害の発生に備えて、対策の重点となる「警戒区域」を指定しやすくするため、土砂災害防止法の改正を行うということが新聞にもでておりました。

森町には多くの危険箇所がありますので、それらの把握と対策が重要であります。是非、災害に備え、土砂災害警戒区域指定を進める必要があると思いますが、再度お伺いいたします。

また広島市では、避難勧告が遅れ、土砂災害発生後に「避難勧告」が出されたことが指摘されております。実際に集中豪雨等が発生した場合、避難勧告等をどのような手順で出されるか伺います。

それから、太田川上流部地区内の町道(農道)の舗装の関係でございますが、以前から県営事業の採択は、舗装の工事だけでは制度的に難しいと言われておりました。そこで、用排水路、あるいは暗渠排水工等々組合わせて行う方法がないか、その点今一度伺います。

それから、町長からお話がありましたように、現在進められております県営農地整備事業「森町とうもろこしの里」地区が29年度完了ということで、県営事業の採択には、2年から場合によれば3年くらいかかると、調査期間も含め採択まで2～3年はかかるということでございますので、是非、少し前向きにですね、これらを検討していただけないか、改めて伺いたいと思います。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まず、危険箇所の指定でございますけども、

最初の答弁で申し上げましたとおり、基礎調査が必要でございますので、その基礎調査については県が28年度までに終了させると、このように言っております。そして29年度までには区域指定を行うということでございますので、この県が予定通り事業が実施できるよう、町としても協力体制を取っていきたいと、このように思うところでございます。

それから、避難勧告の手順はということでございますけれども、地域防災計画に基づきまして、森町避難勧告マニュアルを作っております。職員の招集体制、判断基準、活用すべき情報等が示されております。まず、はじめに大雨警報において職員が事前配備体制を取り、次の段階で土砂災害警戒情報の発表や、雨量・水位の変化等、総合的に判断し、町長の指示により町災害警戒本部を設置します。この時点で避難所の開設の検討や受入れ準備等が行われたり、避難住民情報の発令の可能性があります。

その後の段階で、土砂災害警戒情報や、土砂災害前兆現象等、山鳴り、流木の流出、斜面の記録等により、町長の指示により全職員が出動し、町の災害対策本部を設置します。この時点においても避難所の開設の検討や受入れ準備等が行われたり、自主避難する住民等の受入れ等が行われ、避難勧告の発令の可能性があります。

これらの手順に則りまして、避難勧告を実施して参りたいと、このように思っております。

次に、農道の県営事業でということでございますけれども、1回目の質問で申し上げましたとおり、今まででしたら暗渠とか用水とか、農道も併せて実施できました。しかし、今年の7月にこの農道の整備については5法指定地域というふうに対象が限定をされました。ですから、ご質問の県営事業で農道を整備するということとはできなくなりましたので、調査をして実施しようと思っても、現段階では実施できないということになります。

当然、この局長通知については、農水省の指針に基づいてこのような基準が出されたわけでございますから、県においても国の補助

を頂いて県営事業をやっているわけですから、国の補助金・交付金が頂けない中で実施しようとする、県単の補助制度しかないということになりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長

( 榑原淑友君 ) しばらく休憩をします。

( 午後2時20分 ~ 午後2時30分 休憩 )

議長

( 榑原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番、吉筋恵治君。

3番議員

( 吉筋恵治君 ) 3番、吉筋でございます。

私は、通告にしたがいまして、今後の北部中山間地区農政の進め方につきまして、村松町長に考えをお聞きします。

私は、昨年12月議会、一般質問にて同様の内容・趣旨で質問をさせていただいております。簡単にそのときのことを説明しますと2点、1点は米・お茶・シイタケ等、長年にわたり育ててきた産物は現在苦境の中にありますが、今後も積極的な品質の向上を図るとともに、遊休農地・耕作放棄地を生かすため、第4、第5、第6の基幹農産物を育成する方向で、農政を進める必要があるのではないか。2点目は、天方・三倉地区では、3年前より新農産物の勉強会を定期的に開いておりますが、基幹産物でありますから一定の個数、量の意見集約ができるならば、町・行政として中山間農家への助成は可能でありますか、そのような町長への質問であり、考え方を伺いました。

それに対し、町長の答弁では、規模・量の、又は施策の進め方に問題もあるけれども、しっかりした意見集約ができるのであれば助成は可能であるとの前向きなご答弁を頂きました。

その後、クリ推進農家、コンニャク研究会等、中山間地区研究費として、勉強会・視察を含む研修費をつけていただきましたこと、この場を借りてお礼を申し上げます。この研修費は実りのあるものとして、現在、薄場・三倉・天方のクリ推進農家その他とも協議の上、産業課の助言も頂きながら、実施の方向で進めているところでございます。

さて、懸案の新たな基幹産物の意見集約ができるのか、また、北部農家が現在最も求めている対策は何なのか、まず知ることが第一と考え、本年1月、農業従事者でもあり、長い経験者でもあります片岡副議長の助言、また、農政に詳しい榊原議長、産業課のアドバイスも頂きながら、2月に片岡会長、榊原顧問として、事務局私吉筋が、中山間地域活性化検討会を立ち上げ、同2月13日に第1回の会合を、約60名の農家の参加の中、大鳥居生活改善センターにて行いました。

2時間にわたる活発な意見の中、最終的にアンケート調査も含め、より多くの農家の意見集約をすべきであるとのことでしたので、会長・顧問・産業課の助言を頂きながらアンケート調査票を作成し、4月、5月に薄場・天方・三倉の各町内会長を含め、代表の皆さんに協力を依頼し、専門的見地を有する農家を重点に配付を実施しました。

各地区代表者へ、計287枚をお渡しし、戸別農家239件に配付をされました。48枚は残りました。配付された239枚の調査票のうち、166件分は6月末に回答として回収されました。回収率は69パーセントでございました。

その後、7月中に集計をし、農家の皆さんが書いてくださった意見も合わせ、資料として町長はじめ、各議員の皆様にもお渡しをしております。このアンケート票、寄せられた意見から、北部農家の皆さんの真剣な思いが、私には感じられるところでございます。

この調査票は一つのデータではありますが、北部農業をすべてとらえているとは私は考えておりません。ただ、多くの方が関わり実施されたデータでありますから、今後北部の農政に生かされることを願っております。

以上申し上げたことを踏まえ、村松町長に3点のお伺いをします。

1点目は、アンケート調査をご覧いただいたと思いますが、町長の率直な意見と感想を伺います。

2点目は、調査で「今何が必要か」の問いに、有害鳥獣対策が最

も多い意見でした。実害に対し対策が現状に照らし不足しているのではないかと、アンケート調査の私は鳥獣害対策が何が最も有効化について、農家へ聞き取りを行いました。農家の答えはほぼ2点について答えられました。一つは現在の電気柵は最も有効であるが、補助額が小さすぎ、拡大すると負担が多すぎ、現在のままだと拡大して使えない、もう一つはイノシシ同様シカも捕獲の対象にしていただくと助かるということでした。実害に対し、農家保護の見地より有害鳥獣対策拡充の考えがあるか伺います。

3点目は、必要とする対策で次に多いのが耕作放棄地対策です。この対策のために私は基幹農産物の育成を進めるべきと考えています。アンケート調査もその一環ではありますが、現在の対策のみでは耕作放棄地対策の実績は上がらないと私は考えております。改めて新基幹農産物助成の考え方を伺います。

ご答弁をよろしくお願いをいたします。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 吉筋議員のご質問の「森町北部中山間地区アンケート調査について」のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、このようなすばらしいアンケート調査を実施していただきまして、誠にありがとうございます。今後の農政の参考に、また、元にしていきたいと思っています。

1点目の「アンケート調査についての意見と感想について」ございますが、まず、森町の北部地域、三倉・天方・薄場地区を対象に、250件ものアンケートをしていただいたわけでございます。

アンケート調査の1問目の質問「新たな基幹農作物として何に取り組むべきか」についてでございますけれども、回答は二つまで回答可ということでございますので、比率で見る必要があるだろうと思ひまして、クリ、コンニャク、ブルーベリー、じねんじょ、渋柿が10パーセント以上を占めているということでございます、一つに集中することなく、いろいろ分散しているなど、このように思つた

次第でございます。地域の皆様方が、それぞれの地域でそれぞれの状況にあった農産物の産地化を模索していることがうかがわれるのではないのかなと思います。クリやコンニャクは、元々森町でも栗ようかんなど特産の商品があり、産地化が実現できれば、相乗効果が期待されると思います。菓子を作っておられる方々についても、栗ようかん等々特産品がございまして、菓子に適するクリができれば、まさに一石二鳥ではないのかなと、このようにも思っております。

次に、2問目の「基幹作物の取組に何が必要か」についても、先進地視察、種苗等の提供、技術指導等との取組が必要との回答を頂いております。まさにこの三つはいずれにとっても大事なことではないのかなと、このように思っておりますし、長年産地化に取り組まれご苦労されていることと思いますが、今後、県・JA等とも相談し、効果ある方法を検討し、支援して参りたいと、このように思っております。

次に3問目の「その他の中山間地域の活性化について、何が必要ですか」については、こちらにも有害鳥獣対策と、耕作放棄地対策、後継者対策等が20パーセント以上を占めておりまして、中山間地域を取り巻く問題が山積していると改めて感じたところでございます。いずれにしろ、多くの皆様のご意見を集約された結果でございますので、アンケート調査結果を貴重な資料として、今後の中山間地の振興に役立てて参りたいと思っております。

2点目の「有害鳥獣対策について」は、山間地を抱える我が町にあっては、有害鳥獣対策は大きな課題でございまして、現在、猟友会やシルバー人材センターへ委託し、捕獲・駆除を行っております。昨年度は年間252頭のイノシシの捕獲実績を上げております。また、電気柵等の設置費につきましても、30千円を上限として、事業費の2分の1を補助しております。昨年度は37件、958千円の実績があり、今年度に入っても既に20件、約500千円余の補助をしております。

ご指摘の「実害に対し対策が不足ではないのか」についてでございますが、特に、町の北部地域では大型動物による被害が目立ち始め、栗園や山林を広く柵等で囲わなければならない状況からその設置費用も高額になり、現状の補助金額では足りないということであろうかと思えます。

このため町では、平成23年度には三倉大平、鍛冶島栗ノ島、西俣、一宮パイロットの4地区や平成24年度に草ヶ谷地区ではワイヤーメッシュを利用した侵入防止柵の設置を実施しております。これにより被害は減少し効果が現れております。まず、これら鳥獣被害総合対策事業や森林被害に対応する環境林整備事業といった国・県の補助制度を利用して、地域が共同で有害鳥獣から農作物を守ることも一つの手段であろうかと考えております。

また、個人で鳥獣被害を防ぐため、電気柵等の購入費を補助する交付条件や交付上限額の見直しについて検討していくことも必要であろうと考えます。近隣市町では、交付上限額が100千円であったり、条件によって交付上限額が異なっている制度になっておりますので、これらの他市町を参考にしながら、上限額の引上げについて検討して参りたいと思っております。

また、その対象有害鳥獣で、シカまで拡大できればということでございますけども、私も、県の有害鳥獣等々の場において、森町もシカを対象に入れたいんですけどもという話をしているわけですけども、なかなかデータが揃っていないとか、被害状況が把握できていないとか、そういうことを言われておりますので、シカも対象にできるように、今基礎データの収集に取り組んでおりますので、もう少しお時間を頂ければと、このように思っているところでございます。

3点目の「新基幹農産物助成について」でございますが、当町の北部山間地域にあっては、長年高級茶の産地として良質茶を生産し、全国にその名を知られています。しかしながら、凍霜害による被害や近年の茶価の低迷、生産農家の高齢化などにより、茶生産につい

ては大変厳しい状況が続いております。

町では、まずは優良茶園の維持を図るべく、防霜ファン未整備の茶園整備について補助を行っております。今議会にも天方地区の防霜施設設置に対する補助についてのご提案申し上げ、ご承認を頂いたところでございます。このほか、認定農業者を対象とする町単独事業の補助制度がございます。

今般についても、10分の1の上乗せ補助についても、従前は防霜ファンについてはなかったわけでございますけども、中山間地域振興協議会において検討をしていただいて、望ましい制度であるということで頂きましたので、新たにこの防霜ファンについても、山村地域については1割の上乗せを、今回から実施したところでございます。JAや地元とともに、お茶などの振興策について検討を進めていますが、茶業不振等による耕作放棄地の増加によりまして、新たな基幹作物も必要であると2年前より協議会において検討されたクリの栽培について、現在支援を行っております。平成24年3月には、地元の要請により、クリの産地である岐阜県恵那・中津川への視察を行い、新たな品種のクリの栽培も始められております。さらに、25年度には、埼玉県日高市にクリの栽培管理についての視察を行っております。

また、今年度よりコンニャクの産地化について検討が始められ、近日中に産地である長野・群馬県方面に視察を計画中と聞いております。

一方、平成25年度において、三倉・天方地区で、45ヘクタールが耕作放棄地があると報告されており、茶園の約9割が防霜ファンの未設置農園であり、こうしたことから耕作放棄地対策として、新規基幹作物の取組が必要となっていると思います。森町の新基幹農作物への助成の在り方につきまして、中山間地域農業振興協議会等においてもご検討いただき、町へのご意見を頂ければ、それらを踏まえて、助成等を今後検討して参りたいと、このように思っております。

行政と農業を実際にやっている方々との意見交換を通じて、行政が一方的に施策を講じるのではなくて、実際に農業をやっている方々の意見の場所である中山間地域振興協議会において、この助成の在り方について審議して、政策を提案していただければ有り難く思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長

( 榊原淑友君 ) 3番、吉筋恵治君。

3番議員

( 吉筋恵治君 ) 中山間地の研修会の費用、先ほどもお礼を申し上げましたが、ありがとうございます。重ねて、防霜ファンの設置も今回の補正で通ったということで、地元の関係者は大変喜んでおります。

私も、今町長がおっしゃられたような、被害についてのデータそのものが、まだ途中であるということで、今月の12日に、約50軒の農家に集まっていただいて、いろいろな意見をお聞きしました。その中で是非実態調査をしてもらいたいもんだという意見が多かったものですから、私の方でその実態の用紙を作りまして、今薄場・天方・三倉に配付をしております。農家の方へ配付をしております。

この初夏から10月までにまとめて、町内会長さん、それから部農会長を通じて、極力細かいデータを集めていただきたいという願いをしましたところ、頑張ってみようということでございましたので、そのデータがまた出ましたら、行政の方へも町長の方へも、また議員の皆様にも配付をしたいなど、そんなふうに進めておりますので、今回のアンケート調査同様、是非今後の農政のためにお役立ていただけると有り難いなど、そんなふうに思っております。

町長もご承知のとおり、中山間地、三倉・天方・薄場・橘等含まれますと、この森町の全面積の約70パーセントを占めます。ここは大変大きな、今後の森町の資産、活動における、町がこれからどう育っていくことかということにおいて大変重要な、大きな面積を有しておりますので、私たちもお手伝いをして、データは更に進めたいなど思っています。是非、参考にさせていただきたいと思いま

す。

それから、新しい東名高速ができてから、やはりデータを見ますと、ほとんどの多くの車が小國神社経由で帰られる、夏場はアクティへも来ますが、9月以降はほとんど8割9割は小國神社経由で奥へは来ないというようなデータが出ております。是非、新東名を使った今後の中山間地の開発そのものに、是非力を入れていただきたいなというようなことを思っておりますが、その今後の中長期について、町長の具体的なお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) まず、いろんな政策を展開するとき、被害状況とか頭数とか、その基礎データが求められますので、そのデータを収集して初めて県もご相談に乗っていただけるということでございますから、データ収集については、引き続きよろしく願い申し上げたいと思います。

また、今議長室、あるいは町長室に森町全体の航空写真が飾ってあります。この航空写真を見ますと、まさに森町の大半が三倉・天方等々の山間部で占めておりまして、南部地域にわずかに平野部が残ると、森町全域を眺めてみますとそういうことでございますから、やはり今後の森町の活力というのは、この山間部をいかに活性化していくかということも大事なことはないのかなど、このように思っているところでございます。

そういう視点を持ちつつ、やはり南部の力で費用を生み出し、そしてそれを北部の方に使っていくということも必要なことではないのかなど、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 3番、吉筋恵治君。

3番議員 ( 吉筋恵治 君 ) データはできうる限り細かく、自分の方でも努力をしてみたいというふうに思っております。昨年の議会の質問に、町長はどのように答弁をされております。「新規農産物導入の可能性を検討した上で、実態を把握し、農地の再利用、有効活用

を検討していくことが最も重要である。また、イノシシ、シカ等の有害鳥獣対策として、進入防止柵の設置等を推進し、営農環境の維持・保全を図ることが最も重要で、地域の要望に添って対応していきたいと思っております。」このように答弁をされております。

是非、アンケートも一つの声として活かしていただくよう、そんな考えをお伝えをして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

議長  
5番議員

( 榎原淑友君 ) 5番、鈴木托治君。

( 鈴木托治君 ) 5番、鈴木です。私は、二つほど町長に質問したいと思っております。

まず第1点は、「学校の屋上に太陽光発電の設置について」であります。

地球温暖化は、今後ますます進行していくものと思われまます。高温という教室内の授業環境の悪化は、子どもたちの集中力・学習力を鈍らせる一因となっています。快適な温度設定の元で勉強できることが何よりも大事だと思っております。

そこで、太陽光発電施設を設置して、快適な授業環境を作る必要があると思っております。学校には屋上という最適な太陽光発電を設置する場所がありますので、その設置計画があるかどうかについてをお答え願いたいと思っております。

2点目は役場内の組織上の改革であります。平成の大合併により、多くの町村が近隣市と合併し、23市17町の行政府になりました。森町も約10年前、合併反対の町民の意思の元、合併せずに今日まで来たわけですが、その成果がどうなっているか、そういうものもまた近々総括して説明がと、このように思っております。私は役所内の組織について伺います。

1点目は、近隣市町は部長制を敷いているが、森町は部長制度の導入を検討したことがあるのか、あるいは現在しているのかを伺います。

2点目は、自分の知る限り女性課長の登用は記憶していません。

議 長  
町 長

現在は課長補佐である人たちにも女性が一人しかいないように思っております。そういう意味で、果たして女性職員にはそのような管理能力がないのでしょうか、その点を当局にただしたいと思います。よろしくお願いします。

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 鈴木托治議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに「学校の屋上に太陽光発電の設置を」について申し上げます。近年の夏場の高温化に対する学校における教室内の環境改善については、町内の幼稚園及び小中学校のすべての保育室と教室に、また、本年度は特別教室にも扇風機を設置して、子どもたちの保育・授業環境を整えるべく対応をして参りました。

議員ご指摘の太陽光発電につきましては、文部科学省が関係省庁と連携し、環境に考慮した学校施設の整備推進の一環として、また、環境教育の教材として、その活用を推進しているところでございます。自然エネルギーを有効活用することで環境負荷を軽減するとともに、環境・エネルギー教育の実践に役立てることができることから、全国的にも多くの学校で導入している事例が報告されています。

太陽光発電は、自然エネルギーを電力に変換するシステムのため、二酸化炭素の排出量が少なく、温室効果ガス削減による地球温暖化の防止や、低炭素社会の実現を図る上でも、今後ますますその普及促進が図られるものと思えますし、更に太陽光発電に蓄電池を設置すれば、災害時における避難場所の緊急非常電源として、電力供給の有効な手段の一つともなりますので、防災対策においても重要な役割を果たすものと期待されております。町でも、これらの観点から太陽光発電を推進すべく、役場庁舎、町民生活センター並びに家庭医療センターの屋上に設置をしているところでございます。

さて、ご質問の学校の屋上に太陽光パネルを設置する場合がございますが、町内の学校はすべて耐震構造になってはおりますが、いずれも校舎の上に太陽光パネルをのせることを想定して耐震補強を実施してお

りませんので、屋上に設置して構造計算上問題がないのか、しっかりと校舎の調査を行い、設置場所やパネルの規模、安全対策等を検討した上で実施する必要があります。また、校舎以外の学校敷地内で設置可能スペースがあるか、発電規模と校舎内電力使用の費用対効果、さらに、国・県の補助事業の活用も検討課題となります。

今後、自然エネルギーの導入については、環境負荷の軽減や環境教育の観点からも重要であることは認識しておりますので、計画的に調査の上、費用対効果のあがるところから検討して参りたいと思っております。

次に、「役場内の組織上の改革について」申し上げます。

1点目の「森町は、部長制度の導入について検討しているか」についての質問でございますが、地方自治法でこの部分については規定されておまして、平成15年度の地方自治法第158条の改正前は、他市町村の部課の権衡を失しない組織と規定されておまして、さらに、町の区域、人口、産業、地理的条件などを考慮し、組織の規模が適正であるかなどが求められておまして、町村で部長制はこういうことからなかなか敷けないのが実態でございました。

市は部長制を敷いておりますけども、町村についてはそういうことから敷けなかったことでございます。しかし、改正後は事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮した中で、自主的判断により必要な内部組織を設けることができるものとされました。現在、県内では函南町、長泉町、小山町の3町が町であっても部長制度を導入しております。

さて、当町において部長制度を導入する場合は、まず、決裁区分の変更など円滑な事務運営に支障が生じないか、次に、部長職を置くことにより職員の定数が適正であるか、さらに、部長という職責に応じて現在の給料表が適正であるか等を検討する必要があります。また、関連する条例の改正も必要となって参ります。

このようなことから、当町では部長制度の導入を検討しておりませんが、今後、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応する組

織の必要性が生じた場合や、部長制度を設けることによりまして職員のモチベーションが上がる等の効果も勘案し、総合的な観点から検討して参りたいと、このように思っております。

2点目の「女性課長の登用について」は、平成4年度に1名を民生課長として登用しており、最近では平成24年度から平成25年度までの2年間、課長級の副参事1名を保健福祉課に配属して参りました。

平成26年4月1日時点における病院・幼稚園・学校職員を除く係長以上の本町の男女別職員数の割合は、男性職員が56名で87.5パーセント、女性職員が8名で12.5パーセントとなっております。5年前の係長以上の男女別職員数の割合は、男性職員が59名で約94パーセント、女性職員が4名で約6パーセントとなっております。女性職員は4名、割合では約6パーセント増加している状況でございます。

ご質問の女性の課長職の登用につきましては、係長職、課長補佐職等を経験せずに、一足飛びに課長に登用するわけには、組織としてできません。まずは、係長職、課長補佐職への登用を図り、それぞれの職務を通じて、課長としてふさわしい実務と訓練を積んでいただいて、その後に課長職に登用するという職員としての登用の基本がございますので、そのところをご理解していただきたいと思っております。

したがって、課長職にふさわしい女性がいて、その方をあえて登用しないということではございませんで、課長職に登用する直前の、補佐、あるいは係長職に女性を多く登用して、そしてその中からふさわしい人を課長に登用していくということが必要であろうと、今係長職の女性の登用を意図的に行っているところでございますので、もう少しお時間を頂ければ、すばらしい女性の課長職が誕生できるのではないかと、私も心待ちをしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 ( 榊原淑友君 ) 5番、鈴木托治君。

( 鈴木 托 治 君 ) 二つの問題とも、前向きな要素も若干含んでおいて、非常に私はうれしく思ったわけですが、1点目の地球温暖化は今後ますます進行していくと思います。それこそ、今は亜熱帯から熱帯というような状況の中で、あと何年後かには東京でもどこでもバナナが作れるんじゃないかっていう、それぐらい激しい気候変動が進んでおります。これはですね、人類が傲慢な日常生活の快適さを追求した余りこのようになったと思ひまして、その罰はいつか人類が受けなければいけない大きな十字架だと私は思っております。そういう意味で、非常に太陽光発電等の自然エネルギーを重視した、そういう政策や生き方というのが、これから我々に課せられた大きな課題じゃないかと、私は常々思ってきました。

そして、先ほど町長の方からですが、扇風機の件に関しては、一昨年ぐらいから各学校に扇風機を入れたということで、一つの大きな成果があったと思います。しかし、今太陽光については、学校校舎の耐震性というものに問題があるじゃないかと。パネルは1枚で25キログラムぐらいなものなんですけど、それを載せるだけの耐震性があるかないかということなんですけど、各小中学校の中で一番耐震性のある学校順に、これは100パーセント、耐震性の基準を100としたら120パーセントあるよとか、そういうような順番で、小中学校交えて答えていただきたいなど、このように思っております。

あと、やれるところかというような返事だったんですけど、それにはやはり教育の平等性っちゅうものも絡んできまして、ここの中学は耐震性があるからクーラーを入れました、ただここは太陽光を設置してクーラーにしました、ただここはないのでできませんというようなことは、ちょっと平等性に鑑みて若干問題があるかと思ひますので、私はそれならば、学校というものは潰れないわけですから、いち早く耐震性を強化して、太陽光発電がのるような、そういうのを最優先して進んでいっていただきたいなど、このように思っているわけでありませう。

2点目の件ですけど、私は単純に申し上げまして、各地域の、西

部地区なら西部地区の部課長会議といったときに、他の方はみんな部長が来ました、だけど森町は課長が来ましたということで、何かこう課長というのが部長という職に比べて非常に小さな存在感しかないじゃないかと、そういうことを心配しておりまして、人間誰も心の中にそういうことがあると、積極的な発言っちゅうのも何かと不便な点があると思います。

そういう意味で同じような部長制を敷くことによって、お互いの平等としての意見の交換ができると、そういうことを信じて私は言ったわけではありますが、しかしそういうような部長制を敷くことによってポストが多くなるわけですけど、今までもですね、補佐、参事として最終の職場を去った人もたくさんおりまして、恐らくその人はポストが少ないがために、参事のまま退職したという例も、この1、2年の間にあったかと思います。そういう意味で、多くのポストを作って、そして女性にもそういうようなのに参画できるようなということで考えております。

昨日だかの報道によりますと、国家公務員の女性比率は30パーセントというようなことを目標に掲げておりますので、是非ともですね、30パーセントと言わないまでも、いろんな比率の中で女性の登用を20パーセントぐらいでもとりあえず結構ですので、どんどん採用していただきたいと、このように思っております。国もですね、女性の登用を成長戦略の一環として位置づけておりまして、とにかくこれから少子化の中で、人間が少なくなる中で、女性の活用というものは非常に大事なことだと思います。是非ともですね、そのようなことで進めていただきたいと思います。

一つ、国というような大きな組織からだんだん小さな地域に行きますと、どちらかといいますと封建的な制度がまだ残っている関係か、国の方では女性の登用が多いけど、地域に行くとどんどんそういうのが少なくなっているわけです。これも一つは、女性の方にも問題があるかと思います。

給料が同じならあんまり課長職に就いたりするよりはそのままヒ

ラの方が楽だっちゅう、そういう点も絶対私は、皆さん笑ってますけどあろうかと思しますので、そういうことなくしてですね、やっぱり同じ役場の、男女雇用法の中でやっているわけですから、当然女性にも立派な人がいるかと思えます。先ほど町長の方から、係長とかそういうのに積極的にこれから女性を登用していくということを言われましたので、私は期待して見守っているわけでありませう。

そういうことで、第1点の耐震強度がどこが一番良いのかということと、今言ったように是非とも今のところは5パーセントとかかもしれませんけど、20～30パーセントやることを確約していただきたいなと思えますけども、よろしくお願ひします。

議 長  
町 長

( 榑原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄君 ) まず、学校の耐震の状況でございますけども、耐震診断をしたのは昭和55年以前、要するに新しい建築基準法になる前の校舎について耐震診断をして、必要ならば耐震補強をしてきたということですから、一番丈夫なのはどこかというところ、飯田小学校が59年の新築でございますので、飯田小学校が一番数値は良いだろうと。2番目に良いのは天方小学校が1.44でございます、平成21年に耐震補強をしております。ただ、天方小学校は50年建築でございますので、天方小学校と旭が丘中学校が54年建築でまさに基準の改正の真ただ中で建築した学校でございます、これが1.33ですから、多分天方小、旭が丘中学校が優劣付けがたしではないのかなと、このように思っております。

それに続きますのが森中、そして宮園小、三倉小、あと泉陽中学校が平成元年の新築でございますから、飯田小学校よりも泉陽中の方が更に数値は高いと、このように思っております。ですから、泉陽中で飯田小で、旭が丘中学校又は天方小学校、そして森中で森小、あるいは宮園小、そんな順位であろうかと。したがって、この数値から見て可能性があるというのは飯田小学校、泉陽中学校、そしてその次が旭が丘中学校と天方小学校、このくらいの順位の中です、ね、実施していくということになろうかと思えます。

今、数値の低いところについてもやりなさいということなんですけども、数値の低いところをやろうとすると、耐震補強をした後にやらなくてはいけないということになります。国は今の耐震の校舎、学校については、1.2は堅持しなさいと言っておりますので、1.2以下のところにやろうとすると、耐震補強をしなければやってはいけないということになるかと思えます。

太陽光発電をのせるために耐震補強をやっても、耐震補強の補助の対象になりません。国は0.7ですか、県は1.0、耐震数値が1.0以下でないと耐震補強の助成は貰えませんから、ですからやはり、太陽光をのせるために単独で耐震補強工事をやるんならば、屋根の上に乗せなくても学校のためなら平地でも別のところを考えれば良いということになりますので、その点についてはご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

女性の登用について、パーセントということなんですけども、やはり女性職員が30パーセント40パーセントいけば、20パーセントにしますということが言えますけども、絶対数として少ない中で、何パーセントにしますというのは、これは言えません。言えるのは、男性と女性と同等の能力ならば、まずは女性を優先したい。でも、やはり男性の方が優れていて、女性の方が劣っていたという場合に、あえて女性を登用できるかという、そこはちょっとご理解を頂きたい。

同レベルならば、まずは女性を登用していきたいと、このように思っております。

議長

( 榊原淑友 君 ) 5番、鈴木托治君。

5番議員

( 鈴木托治 君 ) 太陽光なぜ言ったかという、やはりこれからの電力はもう原発なぞやめちゃって、太陽光とか自然エネルギーを使うことによって、地球の温暖化を止め、しかも快適な生活を持続するために太陽光ということを持ち出したのであって、今言ったように小中学校の校舎に太陽光発電はのせる、そのための耐震工事は補助の対象にならないということですので、それはそれで、ま

たこれから耐震化の補助が出たときに、別の面で耐震化した中でまたやっていただきたいと、これは将来にわたって続く問題であります。

そうするとですね、太陽光をやらなくても小学校に現在、遠江総合高校は多分私が聞く範囲ではクーラーを入れて授業をしているということですが、屋根に太陽光をやるのが一番本来は私は理想だと思って言っているんですけど、私の心から反して、小学校にも太陽光なしでクーラー施設をやりなさいとなると、私の今までの人生観とちょっと違ったところがありますけど、太陽光発電をしなくても、この暑さの中じゃ勉強は非常に大変だから、各学校等にクーラーをしましょうというような考えはあるんでしょうか。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まずは、今取り組んでいるのはですね、学校のすべての教室に扇風機を設置しましょうと。まだ特別教室に未設置なところがありますから、その未設置なところにすべて扇風機を設置すると。その扇風機が全部完了した時点において、そして地球環境の温度がどういう状況になっていて、そして子どもたちが教室での授業の在り方について、本当に冷房が必要なのか、そういうところを検討して参りたい。現時点で冷房を設置しますといううんぬんは、現段階ではまだ断言できないということをご理解いただきたいと思います。

学校教室の在り方については、教育長に答弁させたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長  
教 育 長

( 榊原淑友 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 教育長でございます。今町長の方からお話がありましたように、快適な中での勉強、これはどこでも言われていることですし、私たちも切実に考えているところです。

先ほどの話の中で、過去に比べればという部分を踏まえると、非常に町の中で一生懸命やっていただいて、学習できる環境がですね、以前に増して整ってきたということは事実でございますので、先ほ

議 長  
11番議員

ど言いましたように、扇風機等もつけていただきましたので、その実態を検証しながら、さらなる次のステップに向けてという部分で、学校サイドの方についても、データというですかね、子どもの声、教師の声等を聞きながら、今後の対応に備えていきたいと思えます。

( 榊原淑友君 ) 11番、片岡健君。

( 片岡健君 ) 11番、片岡健でございます。私は先に通告いたしました町有地山林でございます、天宮の小田ヶ谷の活用について、町長に伺います。この地区の活用につきましては、平成20年12月議会におきまして、鈴木晃議員より一般質問の中で問われておりますけれども、そのときの答弁では「土地利用の規制もかかっていないので、可能な限りの企業誘致も考えられる」と答弁しております。

この土地につきましては、平成17年に県企業局より6,400千円で取得した約20.36ヘクタールでありまして、山林が約19.75ヘクタールを占め、残りが原野、雑種となっております。この土地は、県が当初住宅造成地目的で取得しましたけれども、地形上の問題によりまして事業が凍結し、保有財産の見直しによりまして、町が取得したものでございます。

この一帯は谷田町有林6.33ヘクタール、龍馬ヶ谷町有林0.53ヘクタール、また、町民の森等も近くにございまして、その奥は上水道北部配水池、あるいは授産所もみの木も含めた奥山町有林3.8ヘクタールも近くにありまして、町道橋円田線、広域農道とっておりますけれども、これを挟んだ地域で、森町パーキングエリアからのスマート・インターチェンジから、車で約5、6分すれば行ける場所でございます。

内陸のフロンティアを拓く構想の中ではですね、特区には指定されておりませんが、県は森町の位置づけとして、特区の中では創造的田園居住エリアの形成としておりまして、工場等の企業誘致に限らずですね、森町の将来の活性化を考え、面積は少ないわけですが、できるだけ早い段階で開発できる場所につきましては開

議 長  
町 長

発していったらどうかと思いますけれども、町長の考えを伺います。

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 片岡議員の町有地山林天宮小田ケ谷の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

天宮地内の小田ケ谷用地につきましては、現在、普通財産の山林として所有、管理をしているところでございます。最近では、新東名遠州森町PAの開発をはじめとする、各種の公共工事によって発生する残土の処分場としても利活用しているところでございます。残土の処分場として利用することによって、残土処理費が軽減されますので、そういう意味も含めて活用しているところでございます。

新東名の開通及び遠州森町スマートインターチェンジが供用開始され、さらなる交通アクセスの向上に伴い、民間の事業用地としての需要も高まってきており、企業進出候補地としての相談件数も平成25年度には5件と増えているのが現状でございます。

しかしながら、議員もご存じだと思いますが、当用地は岩盤地質で高低差もあることから、残土処分や土工費が割高になり、また、排水対策を含む防災施設の整備の必要性等を考慮すると採算的に厳しいことから、紹介した企業においても計画を見送るといった事例もございます。

現在は、都市計画区域内の無指定地域ということで、特定の用途を定めてはおらず、また、町の国土利用計画や都市計画マスタープランの中においては、「土地利用促進ゾーン」、「土地利用検討エリア」として位置づけしており、向上した交通利便性を活かした産業立地の誘導や有効利用を検討することをうたっております。

現在、町として具体的な土地利用構想は持ち合わせておりませんが、企業進出に伴う相談窓口となります企画財政課において、引き続き当用地を紹介する中で企業進出の可能地の一つとして対応していきたいと、このように考えております。

その中で、当用地に興味や関心を抱いてくれる企業につきましては、事前に事業計画及び資金計画等を提出していただき、その上で

地域活性化や雇用確保といった視点を重視し、また地元住民の方々の意向も踏まえる中で、開発行為等の許可に必要な条件がクリアできるかどうか等も検討しながら進めて参りたいと考えております。

早めの対応をとというご意見でございますけれども、進出した企業の開発行為等々の諸条件を見てもと、開発した後下流域への影響が出てしまったということになりますと、その開発を許可した行政としての責任もございまして、やはり、開発行為の許可につきましても、しっかりと見定めて対応していくことが必要かと、このように思っております。今後におきましても、こうした地形の中で効果的な利活用ができるような開発計画を持った、適切な企業の進出希望があれば、協力して参りたいと思っております。

いずれにいたしましても、企業誘致をはじめとする多種多様な活用策が考えられますので、議員の皆様方をはじめとする関係各方面からのご意見を頂くと同時に、現在推進しております内陸のフロンティアを拓く取組の中において、可能な範囲で土地利用の有効活用につきましても検討して参りたいと考えております。

県から購入した代金も、6,000千円余の非常に安価な金額でございます。これを活用するということについては、設備投資という意味ではそんなに掛けておりませんので、やはり今後有効な、また森町にとって望ましい活用策を、議員の提案の直ちにとということですが、私はじっくり検討をして参りたいと、このように思っておりますので、どうぞご理解をお願いを申し上げます。

議長  
11番議員

( 榊原 淑友 君 ) 11番、片岡健君。

( 片岡 健 君 ) 今町長からもお話がありましたけれども、あそこを通ってみますと残土が入っております、全部ではなくともある程度整地してあるみたいな感じでありますけれどもね、あの町道と比べますと、かなりまだ下がっておると感じがいたします。

東西の山林を少し削ってですね、かさ上げ、また残土を入れてかさ上げしますと、面積もかなり広くなると思うんですけども、そう

いった考えはあるかどうかお聞きします。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まさに、あの左右の山林を削ってということなんですけども、あそこは岩盤が出ておりましてですね、削るのに非常に経費がかかるということでございます。今残土を入れておりますのは、地盤として適正な土ならば、残土を入れること自体はタダでございますから、その残土を入れることによって利用面積が広がっていくと。将来にとっての土地の基盤整備にお金がかからないということになりますので、将来に向けてより良い方向になるようなものについては、準備をしていきたい、このように思っております。

また、広域農道から下流の部分については雑種地で、ここはそんなに開発について多くの規制がかかってこないということですから、この部分についてはある程度希望する企業については売却できるのかなと思っております。以上でございます。

議 長  
11番議員

( 榊原淑友 君 ) 11番、片岡健君。

( 片岡 健 君 ) 今ちょっと自分の言葉が足りなかったといえますかね、削ってということではなくて、東西の山林を切ってかさ上げしますと、面積がそれだけ増えていくということですので、削ってということではありませんのでお願いします。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 山林を切ってかさ上げをするということは、かさ上げするには土が必要なわけございまして、この土をどう確保していくかということになるかと思えます。したがって、その土を確保するという意味では、残土の受入れ場所としてその基盤整備に使うことのできる良好な土ならば、お金をかけて入れるのではなくて、発生している土を入れることによって、公共的な事業の土を入れることによって、その元となる事業についても土の処分経費がかかりませんですし、また、その土地についても、おっしゃるように基盤整備ができるということですから、時間がかかっても、こ

うというような整備の進め方が望ましいではないかなと、このように思っております。

議長

( 榊原淑友君 ) 6番、西田彰君。

6番議員

( 西田彰君 ) 6番西田でございます。町長に質問いたします。

早いもので福島第一原発重大事故から早3年6箇月、いまだその収束の目途も立たず放射性廃棄物は貯まり、放射線物質に汚染された水は海に流れ出している。一方、避難区域への帰還解除が徐々に進められている。これはうがった見方でございますが、安全が担保されつつありますよ、大丈夫ですよと安倍内閣と電力会社の原発再稼働への地ならしが透けて見えて参ります。

そんな中、浜岡原発も21メートルもの防波堤を建設し、再稼働へ世論作りに懸命です。しかし、予想される連動地震はマグニチュード9.2強といわれる中で、再稼働はもってのほかというのが偽らざる県民の思いではないでしょうか。

原発が停止していようが再稼働しようが、重大事故が起これば浜岡は規模の大きさから危険度は福島以上になると言われていますから、その対策は30～31キロ圏内に入る森町でも怠るわけには参りません。

平成24年12月議会で質問をしていますが、その後の防災計画、避難計画はどの程度進捗したのか、町民への周知はどのようになされているか伺います。

1点、森町は30キロ圏内を想定しているが、その周知はどのようになされているか、徹底がなされず説明不足と私は思いますがどうでしょうか。

県下でも計画策定がされたのは森町のみと報道された。つい最近では30パーセントぐらいが計画がということも報道されておりますが、この際計画をしっかりと町民に公表するべきと思いますがどうでしょう。

3番目は、放射線被曝、甲状腺ホルモンの低下によるがんの発症

を軽減させるといわれる安定ヨウ素剤でございますが、病院での保管と思われませんが、その取扱い、病院業務を考えると、その取扱い自体が苦慮、手に負えないのではないかと思います。そうだとしますと、この安定ヨウ素剤を使うための専門知識というものを持っている病院という中で、病院の役割が果たせないと思うがどうでしょうか。

以上、3点。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 西田議員の「原発重大事故における避難計画とヨウ素剤配布要項について」のご質問にお答え申し上げます。

はじめに1点目の「県が定める避難区域31キロメートル圏に対して森町は30キロメートルに設定しているが、この説明が町民に対して徹底されていないと思うが」についてでございますが、国の原子力災害対策指針が示す防護措置を準備する区域の根拠は、IAEAの国際基準においてUPZの最大半径は原子力施設から5～30キロメートルの間で設定することとされていること等を踏まえ、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね30キロメートル」とするとされています。

国が公表した拡散シミュレーション計算結果は、浜岡原子力発電所の場合、UPZの目安の最大距離が東側の30.9キロメートルとなっています。また、その他の方向の拡散予測では、西側に26.7キロメートル、陸側に対しての拡散予測では、掛川市大須賀地区方面の西北西方向の16.2キロメートルが最大値となっております。なお、浜岡原子力発電所付近の風向データでは、森町方面が風下になる方位となる出現確率は一年間のうちの1パーセント程度となっております。森町は11市町中、最も出現しない地域となっております。

県は、UPZの範囲は、当初国の指針どおり半径30キロメートルで設定する予定でしたが、区域が多く含まれる市町の意向を踏まえて、概ね半径31キロメートル圏を目安に定めて防災計画に位置づけたところですが、対象市町固有の自然的、社会的周辺状況を勘案して市

町の希望に応じた運用を行うとしていることから、森町の主張も理解していただき、土地利用などの社会的状況、河川などの自然の状況を勘案し、30キロメートルにかかる自治会について区域を設定いたしました。

これらの浜岡原子力発電所緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の町民に対する説明につきましては、平成24年12月に町議会議員への説明、25年4月に飯田地区町内会長、6月に園田地区町内会長に対する説明を行い、25年5月においては森町防災連絡会にて全町内会長への説明を行っております。また、広報もりまち25年5月号においても掲載をしてお知らせをしております。

2点目の「県下でも計画が立てられたのは森町のみと報道された。計画をしっかりと公表するべきと思うが、考えを伺う。」についてでございますが、森町では、平成26年3月に森町地域防災計画（原子力災害対策編）の修正で、浜岡原子力発電所緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の住民避難先を町内の避難所に収容できるよう避難計画を策定いたしました。

これらの避難計画に関する町民に対する説明につきましては、平成26年5月の森町防災連絡会にて全町内会長への説明を行っております。また、UPZ内の住民に対する周知の徹底を図るため、今後、計画内容を広報等で周知していきたいと考えております。

3点目の「ヨウ素剤が森町病院に保管されているが、手に負えないようである。日本医師会がガイドラインを出していると思うが、病院の役割が果たせないのではないか。」についてでございますが、一般的にヨウ素剤と言われているのは、放射能をもたないヨウ素である「ヨウ化カリウム」を含む薬剤であります。放射能をもつヨウ素131の摂取が予測される直前、又は数時間前から直後までに服用し、あらかじめ甲状腺にヨウ素を蓄積させておくことで、放射能をもつヨウ素131のほとんどを体外へ排出させる機能があります。

当町の一部地域は、UPZということで、区域内の住民用に県から

安定ヨウ素剤が配布されており、現在森町病院で保管しております。日本医師会によるガイドラインでは、半径おおむね5キロメートルの「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」内の住民に対しては、事前に安定ヨウ素剤を配布するのに当たり、事前説明会で医師が説明すべき内容が示されております。また、事故が起きた場合の避難と安定ヨウ素剤服用の関係や、医師や医師会として行うべきことについても記載されております。

UPZの区域では、万が一事故が起き「緊急事態」に至った場合に配布することになりますが、まずは屋内退避か避難をしていただきますが、安定ヨウ素剤の配布と服用につきましては、国からの指示に基づいて行うものでありますので、指示を受けた際には配布時に、安定ヨウ素剤の効果、効能、副作用などがわかる資料の配付や、服用に対する相談への対応など、森町病院はもちろん森町医会の協力も頂きながら、迅速に対応できるよう検討して参りたいと思います。

以上、申し上げます。

議長  
6番議員

（ 榊原淑友君 ） 6番、西田彰君。

（ 西田彰君 ） 今後対策がですね、広報等でき次第やっていくということですが、24年12月に質問してから1年半以上たって、その時点ではまだまだ県の資料も出されていなかったということで、町の計画も作りにくいという中でした。しかしもう既に県がですね、そういった方向を出してきた中で、森町が既に他の市町に比べると早く作られたということを知っている中で、やっぱり町民としてみるとですね、30キロメートル、31キロメートル、その1キロメートルというのが非常にね、大きい。距離が1,000メートルでありますけど、森町にとっても町長がいつもおっしゃるように、1キロメートル違うことによって森町の町民のニーズというのが大幅に避難の対象者が増えてしまう。そのために非常な混乱を起こす。

そのことを考えるとね、やはり条件、県ももちろん国も指針で出しているように、町の独自の距離というものを定めていいよという

ことで30キロメートルにしたということですが、その30キロメートルにしたということに対して、報道においては県は31キロメートルと、町民は頭に入れてるんですね。本当に31キロメートルじゃないの、30キロメートルって言われたって僕ら31キロメートルって聞いているよと。31キロメートルちゅうと僕らは入ってしまうよと、今まで入っていないところが入るわけですね。そういう非常にね、曖昧な情報の入れ方が町民の中にあると思うんですよ。

ですからその辺がね、広報ずーっと23年の10月から見てみたんですけども、浜岡原発に関する情報っていうのがね、あったのが2回、空間放射線量を測定したよというようなこととか、26年3月には、おおむね半径31キロメートルの森町ではというふうに文章の入った広報の原子力防災訓練実施、こういうふうな区分のが書いてあるんですよ。そうなってくると町民、30キロメートルでおら入っていないよ、いや31キロメートルじゃないか、県は31キロメートルって言ってるんだから、そういうふうな非常にですね、曖昧な判断を独自でしてしまっているところがあると私は思っているんですよ。

ですから、町のしっかりした広報の仕方としては、ただ広報に載せるっていうことではなくて、1枚の避難計画っていうようなそういったものを作りですね、重大事項が起こって、たとえ1パーセント、10パーセントの確率しかなくても、こちらへ向いてくればどんなところに逃げてもね、もう圏外以上に逃げなければいけないという状況が生まれるわけですけども、少なくとも今圏内に入っているという人たちと、また31キロメートルとの関係をですね、しっかり周知することはちょっと必要ではないかなって、そういう話を聞いてね、思ったわけですが、その辺はどのようにですね、今町長30キロメートルって、町長や行政はそう思っているけども、町民はそこでその1キロメートルがね、曖昧だと私は思うんで、その徹底をね、どのようにするのかお伺いします。

それからですね、安定ヨウ素剤ですね、これを使うような状況になっては本当にいけないわけですが、何がある分らないことです

ので、しっかりした情報と、しっかりした使用に関する知識、それから訓練っていうべきなのかと思えますけども、やっておかなければいけないと思えます。このヨウ素剤がですね、安定ヨウ素剤、時間でうんと効果がある、ないがはっきりしてしまうんですね。少なくとも24時間以内に、そういう状況になったときには飲まないといけない。遅くなればなるほど効果は半減以下になってしまうということがあります。

ここに原子力災害における安定ヨウ素剤の服用ガイドラインというものが、日本医師会から出されたものを読ませていただいているんですけども、本当にこれが非常にですね、効果がある反面、その服用の時間を間違えると効果がなくなってしまう、また、体に具合のある、特に血圧の高い方、心臓の弱い方は、服用は避けるべきだというようなことも書いてございます。

この辺もですね、病院の医師の知識とか、また病院職員の知識、行政の担当の方の知識もないとですね、やたら与えてしまっただけいけないというように思うんですが、その辺町がですね、行政がどこまでそれを真剣に考えているのか、今一度お伺いします。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) まさにUPZの区域、30キロメートルか31キロメートルかということですけども、まず基本は何であるかということですね、国の基本は5キロから30キロメートル圏内ですよと。ですから、30キロメートルが基本なんですね。だけども静岡県の市町が30キロメートルにすると一部住民が入らないところがあるから、うちの市町は全部を対象にやりたいんだから、全部やらせてくれと。いった中で、県がじゃあ概ね31キロメートルにしましょうとなったわけでございまして、森町が元々基本なわけでございます。

その次に、じゃあ31キロメートルの線で区切りかということ、防災計画では避難すべき対象を町内会ごとに指定をするんです。ですから、森町では防災計画の中に概ね30キロメートルに入る飯田地区の町内会、それぞれの名前を記載してあるわけです。ですから、町内

会長にあなたの町内会は避難対象ですよ、あなたの町内会は避難対象ではありませんよ、こういう説明をしているわけですから、まさにそれが住民まで行き届いていないというわけでございますので、それは住民まで行き届くように、今後もつとめていきたい。

次に、じゃあその人たちがいざというときどう避難をするかということなんですけども、今県は避難する手段として車を使うべきか使わざるべきか、あるいは5キロメートル圏内を境に逃がして、外の人たちは後で逃げてもらいましょうとか、いろんなシミュレーションをやっているわけですね。

ですから、我々の防災計画では、まずはUPZの範囲は指定しましたと。でも、その人たちがどう逃げるかの手段等々については、これから県が定めた方針に対して、森町はこういきますよということを、県とも協議をしながら詰めていくということでございまして、議員ご指摘の避難計画ができていないんじゃないかということなんですけども、それはこれから作っていくということでございますので、特に他の市町は圏外に行くわけですから、市内UPZ圏外の先を指定して、その圏外にどう逃げていくかということを決めなくちゃいけない。森町の大事な町民ですから、森町の中でもう避難場所を決めて、そこに避難してくださいと、ここまでは決めてあります。後はどういう手段でやってくださいよというのを、県が定めたときに決めればいいことです。

他の市町の人たちは、圏外に、じゃあ圏外のどこに避難するんですか、その避難先が本当に避難生活ができるようなところなんですか、まして病院等があった場合の、病院に入院している人たちのどこの病院に入れるんですかという問題が出てきますよ。特別養護老人ホームに入っている人たちだって、全部避難させにやいかんわけですから。

幸い森町は病院も30キロメートル圏外、特別養護老人ホームも30キロメートル圏の外、ですからこの人たちもみんな今の施設にいればいいということですから、そういう問題がございませんけども、

それこそ他の市町村の人たちは、そういう問題をクリアしない限り、計画が作れないわけです。だから、そういうことがあるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長  
6 番議員

( 榑原淑友 君 ) 6 番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) しっかりしたですね、避難計画を作って、またこれをですね、周知徹底していただきたいと思います。またですね、今森町が避難をするのは森町町内の中で、これは多分一時的なものになると思います。その後の避難先というものは、もちろん今後考えていくと思いますけども、その辺をどこまで考えが進んでいるのか。

やっぱり原発事故ということですので、そこまで考えないとですね、森町の中へ、川からこっちへ逃げたからいいよという問題ではないと思うんで、その後の対応はじゃあどうするのか、今言ったように他の市町では圏外だということを書いてますけども、森町も例えば新城ぐらいいままでいかないかんのか、それとも長野県にいかないかんのか、その辺もですね、当然町長としては考えると思いますけども、その点はどうでしょうか。

それから、安定ヨウ素剤のですね、知識というか、そういったものがそれに携わる人たちに徹底するには、どうに今後していくのか、その辺と、それから、もう 1 点、これは以前も聞きましたけども、磐田の市長は再稼働は今の状態ではもってのほかだと、こうに書いてますけど、村松町長は今の原発の再稼働っていうものに対してはどのように思っていますか。

議 長  
町 長

( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まず、西田議員、基本はUPZなんですよ。UPZの区域外に住民を逃がしなさいよ。UPZに逃がした後に、更に避難をしなくてはいけないという事態になったときについては、国がまだその避難計画を作りなさいと言ってないんです。

ですから、じゃあUPZの範囲内の人たちが森町のその30キロメートル外のところに来ましたよ、今度は逃げるのは飯田地区の人たち

だけでいいんですか。今度は森町全体の人が逃げなくちゃいけないことでしょう。森町全体の人が逃げるということは、浜松の春野町の人たちだって逃げにゃいかんでしょう。ひょっとしたら浜松市の90万の人口だって逃げにゃいかんでしょう。それを今作っておくんですか。

国は5キロメートルの人たちは逃げ出さない、30キロメートルにいる人たちは30キロメートルから外へ逃げる計画を作りなさい、これはちゃんと準備をしておきなさいと。じゃあ30キロメートル外の人たちが、浪江町のように逃げなくちゃいけないってなったときには、その時点でどうすべきかを指示してくるわけです。だから、そこをごっちゃにしないでもらいたいと思うんですね。

たまたま、30キロメートル圏内の人たちは、圏外に行くから、圏外の避難先で避難しますよ。ですから圏外に行けば第二次避難の可能性はないでしょう。でも、第二次避難をしなくちゃいけないときは、UPZの区域じゃなくて、該当する人たち全員ですよ。そこまで計画を作りなさいと言っていないんですよ。

ですから、そこはやっぱり臨機応変に対応すべき、また、それらもどうなったらどうすべきかは想定しとかなくちゃいけないかもしれませんが、それはまさに1自治体として対応できる問題ではないわけだから、当然県として、国としてそういう場合ができたときにはどうすべきかを、次の段階として考えるべき問題でございまして、今議員から考えておけといっても、それは求められておりませんので、現段階ではまだ考えておりませんと答弁せざるを得ませんのでよろしくをお願いします。

それから、安定ヨウ素剤については、被爆してから8時間以内、あるいは被爆前24時間以内に飲むことが非常に効果的です。しかし、それ以前に飲んでも、またその後に飲んでも逆に余り効果がありませんよ。それから、安定ヨウ素剤は有効期限3年でございまして、やっぱり短い期間になるわけですね。そしてその飲むことについて副作用がありますから、飲んでいい人と飲んではいけない人

があります。

ですから、安定ヨウ素剤を飲ませるときは、UPZの区域内の人は、まずは避難しなさいという避難命令が出て、その後に安定ヨウ素剤を配付して、必要なら飲ませます。ですから、避難した人たちがすべて飲ませるのではなくて、安定ヨウ素剤を飲まなくてはいけないという緊迫性がある初めて飲むということですから、我々は安定ヨウ素剤を飲むに至ったときの注意事項、そして病院がどういう指示をし、防災担当は飲ませるときにどういうことをすべきか、そのマニュアルを作っておくことが必要なことではないのかなど、こう思っています。

まさか原発の是非まで質問が出てくるとは思いませんでしたけども、周辺の自治体の首長はいずれも住民の声を元に判断しますというふうですから、磐田市長さんが現段階で住民の声は反対だと、こういうふうにおっしゃったんじゃないかなど。

私はまだ住民の声を確認しておりませんので、賛成反対については住民の声を聞きながら判断をさせていただくということでございます。

議長 ( 榊原淑友 君 ) これで一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

( 午後4時00分 ～ 午後4時10分 休憩 )

議長 ( 榊原淑友 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定し

ました。

日程第22、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第23、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩をします。

( 午後4時11分 ~ 午後4時15分 休憩 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただ今、町長から、議案第65号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

議案第65号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第65号「平成26年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄君 ) ただ今上程をされました、議案第65号「平成26年度森町一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,080千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ7,200,948千円とするものでございます。

第2表地方債補正につきましては、天竜浜名湖鉄道新駅関連施設整備事業の財源として、がんばる地域交付金を充当できる見込みとなりましたので、一般単独事業の限度額を変更するものでございます。

以下、事項別明細書により、補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

2款2項1目、企画総務費29,080千円のうち工事請負費1,080千円につきましては、公衆トイレの屋根と外壁の色について、景観を考慮した統一したデザインへと変更するための、天浜線新駅関連施設整備工事の追加であります。

負担金補助及び交付金28,000千円につきましては、天浜線新駅設置工事負担金の追加をお願いするものでございます。負担金追加の主な理由としましては、次の2点によるものでございます。

1点目は、電気・信号工事となります旭自動車北側の伊豆橋踏切の制御システムの変更によるものでございます。

当初は、ヤマハモーターエレクトロニクス東側の唐鋤踏切と穴田踏切の二つの踏切に新駅設置に伴う制御システムの変更を施工する予定でございましたが、詳細設計検討時に、再度近接踏切の詳細な検証を実施した結果、旭自動車北側の伊豆橋踏切の制御に関して新駅停車時に、誤作動が発生する可能性が判明したためでございます。

内容としましては、新駅に停車した場合、上り列車に車いすの乗降や多数の乗降客があった場合に停車時間が長くなりますと、下り列車と錯誤し、進行方向とは逆の踏切の鳴動に誤作動が生じる可能性があることによるものです。通常は、15秒から30秒程度ならばこういうことはないんですけども、車いす等、また、乗客が多い場合には、30秒を超えて停車する可能性があるのと、今申し上げたような誤作動が生じる可能性が判明したということでございます。

この状況を改善するため、逆動作鳴動防止回路の一部である制御装置の増設を行う必要があり、そのためのシステム変更及び踏切用の制御箱、特注品となりますが、その取替費用の発生が一つの大き

な要因でございます。

2点目は、旅客ホーム及び通路新設に当たって、資材費及び労務費が当初の想定よりも高額になったためでございます。

まず建築資材費でございますが、一般的に鉄道の電気工事、特に信号工事に使用する材料に関しては、屋外に複雑な回路を設置するために、安定した動作を得られる品質で、支障時にも安全に動作しなければならない専門の回路が必要となり、そのために信号ケーブルや信号用リレーなどが高額となるためでございます。

次に、労務単価の高騰が挙げられます。

信号工事に伴う作業につきましては、列車運行時間帯での作業に制限があるため、必然的に夜間時の作業が多くなってきます。

また、信号・踏切のシステムにつきましては、複雑な回路によって構成されているために、専門性が極めて高く、かつ熟練された技術者による慎重で長時間にわたる工事とならざるを得ないために電気工事、特に信号工事に関する労務費が高額になることが理由でございます。

それ以外の理由としましては、県知事より提案のありました静岡文化芸術大学の学生から遠州の小京都・森町に見合うデザイン等の参考意見を伺う中で、駅舎の屋根と外壁の色について、景観を考慮した統一したデザインへと変更する予定であり、また、新田赤松線から駅舎までのスロープの舗装を弾力性のあるアスファルト舗装に、併せてスロープ盛土部分に芝桜を植栽するものであります。それから、地元対策費としまして、近隣住宅に目隠し等を設置することも理由の一つでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。お配りしております説明資料につきましても、併せてご覧ください。

1・2ページ10款1項1目、地方交付税31,500千円につきましては、天浜線新駅設置工事負担金から、県補助金を除いた額の3割を特別地方交付税として交付が見込まれることから計上するものでございます。

14款 2項 6目、総務費国庫補助金22,622千円につきましては、天浜線新駅関連施設整備工事として、トイレや駐輪場等の整備費用として、当初予算で22,918千円を計上しており、本補正予算で1,080千円を追加した合計額23,998千円に対して、補正予算（第3号）でも計上させていただきました「がんばる地域交付金」の交付見込額を財源として計上するものでございます。

15款 2項 1目、総務費県補助金28,000千円は、天浜線新駅の設置に対する県からの助成でございます。

19款 1項 1目、繰越金35,942千円の減額につきましては、国・県からの補助金が見込まれることから、減額をするものであります。

21款 1項 5目、総務債17,100千円の減額につきましては、天竜浜名湖鉄道新駅関連施設整備事業の財源として、当初予算では起債を見込んでおりましたが、がんばる地域交付金を充当できる見込みとなりましたので、財源を変更するための減額でございます。

天浜線新駅の設置に関する財源につきましては、先月27日に、私自ら県知事を訪問しまして、天浜線新駅設置に係る県補助要望書の提出をしてきたところでございます。

当初想定しておりました事業費が先ほどの理由で大幅に増額となり、町にとって非常に大きな財政負担となっていることから、特別交付税及び県補助金等の支援をお願いしたところでございます。

その結果、今行われています県議会9月定例会において、新駅設置に対する助成として28,000千円が補正予算案として計上、及び特別交付税については来年3月に交付される見込みとなったことによりまして、ここに計上するものでございます。

また、併せてがんばる地域交付金もここに22,620千円充当することになりまして、まさに全額単独で行ってございましたところが、国庫補助金として22,620千円、それから、特別交付税として31,500千円、県補助金として28,000千円、約80,000千円余のお金が確保できましたことによりまして、このたび26年度一般会計補正予算第4号としてお願いをするところでございます。よろしくご審議のほどお

願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議 長

( 榊原淑友 君 ) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、中根幸男君。

4 番議員

( 中根幸男 君 ) 4 番、中根でございます。

今回、29,080千円の増額ということで、内容的にはですね、ただ今説明ありましたように、がんばる地域交付金をはじめとして、補助金を頂けるということで、大変いいことかと思ひます。

そこでですね、今後の予定ですけれども、いつ頃から着工予定になるのか。そしてまた、増額するような要因がないのか、その2点について伺いたひと思ひます。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 企画財政課長。

企画財政

( 長野 了 君 ) 企画財政課長です。今後のスケジュールと

課 長

いうことで申し上げたいと思ひます。

旅客ホームにつきましては、早速10月上旬から工事に着手して参りたいと思ひております。細かく言ひますと、電気信号関係のケーブル施設が、今のところ10月下旬までを予定して参ります。枕木などの移動整備が10月下旬から11月上旬、ホームのくい打ちにつきましては11月中旬から11月下旬、排水、側溝設置につきましては12月上旬を予定して参ります。

その後ですね、ホーム、待合室設置につきましては、12月中旬から2月上旬、スロープ、照明設置につきましては2月上旬から2月中旬、その後片付け等が2月中旬から3月上旬を予定して参ります。

なおですね、電車が通っていないときの工事が必要になってきます。夜間工事もございますので、そういった中でですね、できるだけ周辺の住民の方に迷惑をかけないようにはやっけて参りたいと思ひます。

そしてですね、駅前整備につきましては、10月上旬から上下水道の布設を実施して参りたいと思ひて参ります。トイレ・駐輪場工事は11月から実施し、2月末に完成する予定で参りたいというふう

考えております。

そしてですね、駅の開業日の予定日でございますけれども、例年3月中旬の土曜日がダイヤ改正日になりますので、平成27年の3月14日に開業をしていきたいなという腹づもりで進めて参りたいと思います。

今後の事業費の見込みでございますけれども、現時点でそれこそ数字が出たばかりでございますけれども、できるだけこの中でやっていけるというふうに、現段階では当然思っただけの補正予算でございますので、そういった中でしっかり進めて参りたいと考えております。以上です。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 ( 太田康雄 君 ) 提案理由の説明を頂きまして、また、ただ今企画財政課長の答弁も頂きましたが、少し確認をさせていただきたいと思います。

今回の、まず工事請負費の関連施設整備工事の増額については、トイレの屋根と外壁の色を、遠州の小京都らしく統一したデザインにするというところの増額であると、そして、設置工事負担金の追加につきましては、旭自動車前の伊豆橋踏切にも、電気信号装置の追加が必要であることが判明したためということと、資材費、それから労務費の追加ということではありますが、これはこの信号施設の施設工事の追加に伴うものということによろしいでしょうか。それとも、資材あるいは労務単価そのものが高騰しているということなのか、その点を確認させていただきます。

また、近隣住民のための目隠しを設置するということではありますが、目隠しの設置は、関連施設整備工事で行うのか、工事負担金に含まれているのか、そのところをお願いします。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 企画財政課長。

企画財政課 長 ( 長野 了 君 ) 企画財政課長です。増額の要因といたしまして、今議員からご質問があった、建設資材、労務単価の高騰につ

いてでございます。

伊豆橋踏切の制御システムの変更の中にも、専門的な作業でございますので、労務単価の高騰等は含まれておりますが、それとともにですね、皆さんご存じのように、非常に高騰しております。それとも別に建設資材、労務単価の高騰が見込んでおります。

それとですね、地元対策の目隠しということで、どちらの経費に含まれるかということでございますけれども、これにつきましては現在は工事負担金の方で計上させていただいております。中身によってはね、どちらの、実際に支出項目がどうなるかっていうのは、今後近隣の住民の方と相談した中で、こういったものを設置するかによって、出し方が変わってくる可能性もございますけれども、現段階では工事負担金の方に含まれております。

トイレの1,080千円につきましては、今議員からありましたように、トイレの外壁の色の変更を見込んでおります。以上です。

議 長  
7 番議員

( 榑原淑友 君 ) 7 番、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 追加の工事とともに、やはり資材、労務単価の高騰が影響しているということでございますが、同時に進行しているといいますか、先行して総合体育館の建設が行われているわけですが、こちら資材の高騰とともに、資材の供給不足といえますか、供給遅延というものもあって、若干工事が遅れるおそれも伝えられているわけではありますが、こちらの天浜線の新駅につきましては、27年3月14日を開業予定日と、これは、ダイヤ改正に合わせた日であるという、根拠のある日でありますけれども、今後ですね、資材の供給不足、あるいは供給遅延等で工事が遅れるおそれというのは、どのように考えておるでしょうか。

議 長  
企画財政  
課 長

( 榑原淑友 君 ) 企画財政課長。

( 長野 了 君 ) 企画財政課長です。今ご質問のありました資材の供給に関しましては、天浜線の新駅に関しましては、昨年度来取組を進めているところでございます。議員ご指摘のようにですね、そういう心配がございましたので、工事をやるのは負担金で

ございますので天浜線が、工事会社に発注してやる形になるわけですが、そういう心配があるので、是非前もって、いろんな、公共と違ってある程度民間な部分もありますので、その部分については遅滞ないようにということで申しつけてあり、現段階ではそのような話は、天浜の方からは聞いておりません。以上です。

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田彰君 ) 最終的にですね、この事業費というものは、幾らに設計業務から何かからも入れて、幾らになるのか。また、芝桜、トイレの屋根が色がついていうことですが、県の補助があったりして、当初は自前でやるということで、そういった縛りのない工事の仕方です。普通にやるということでしたけども、こういった県の補助が入ったり国の補助が入ってくると、ある程度縛りというのは、そういったこういう景観に合わせたようなものを作りなさいよとか、そういったものが県から言われたから、芝桜をやります、屋根も色を変えますということになったのか、その辺はどうでしょう。

議長 ( 榑原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄君 ) 補助金を要望するときに、どんな駅舎だということ、知事に見せたわけですけども、何の変哲もない、おもしろみのない駅ですねと、こう言われましてね、せつかく県の補助金をつけるんだから、そこらも検討したらいかがですかと。まさに遠州の小京都の玄関口となるところだから、可能な範囲でいいから検討されたらどうですかと、こうおっしゃられたことを受けまして、文化芸術大学の教授にですね、設計変更をしない範囲で、可能な提案をしてくださいということをお願いしたら、やっぱり駅舎の色を考えると、あるいは障害者に優しいスロープを作るとか、また、芝桜等もちょうどいいんじゃないのかなと。

知事のアイデアを元に、芸術大の意見を伺い、そしてまた職員の方で再度検討して、こんなようにまとめ上げたところでございます。

他の質問については、企画財政課長の方から答弁いたさせます。

議 長  
企画財政  
課 長

( 榑原淑友 君 ) 企画財政課長。

( 長野 了 君 ) 議員ご質問の、設計から全体の事業費ということによろしいですかね。24年から基本構想を作ってやってきております。その経費、基本構想と、後は設計料と、今現在補正予算であげているものを全部加えますとですね、約196,000千円ほどになります。そこにですね、今町長から提案があったように、国・県からの助成が、合計で82,000千円ほどございます。

これは、その割合にいたしますと、町の負担が約58パーセント、国や県の割合が42パーセントということになっております。これにつきましては、町長とともに知事に要望にいったと同時にですね、やはり、国の特別交付税等の措置もあるということと、また、県もそういうふう補助金をつけていただいたということに関しましてはですね、私個人といたしましても、やはり天浜、公共交通機関という意味の位置づけがですね、やはり高齢化社会になったときに、国全体としても、鉄道への支援というのは、国の中でも余り重くっていか、厚いものではなかったのですが、昨今ですね、鉄道に対する支援っていうのが出てきております。

これはやはり、日本全体ですね、そういった社会に対する交通弱者への支援をしっかりとしたいというあらわれということではないかなと思っておりますので、当初想定したよりは事業費はかかるわけでございますけれども、こういった支援を頂けるということを、逆にそういった意義もあるのかなというふうに感じておりますので、しっかりと進めて参りたいと考えております。以上です。

議 長  
6 番議員

( 榑原淑友 君 ) 6 番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 親水公園の四阿の関係もですけども、特殊な事業、一般の建築会社が、工事土木社がやれるような事業ではないということですね、やっぱり線路、鉄道施設ということですので、専門の方がやるわけですけども、やはり工事の事業費というものは、一般の土木事業や建築事業とは違う、どうしても高めということになるんでしょうか。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 企画財政課長。

企画財政課 長 ( 長野了君 ) やはり、鉄道でございますので、何か事故があった場合は、まずは大きな事故になるということが一つございます。そのための安全対策を、通常の事業よりはしっかりやっているということと、もう一つは、やはり議員ご指摘のあったように、専門的な、例えば信号等に関しましては、特に専門性の高いものでございますので、そういった経費がかかるといったことであると思えます。

もう一つは、先ほども少し申し上げましたけども、電車が入らない、通行しない時間にやると、夜間工事になります。そうすると、当然労務単価は上がってきます。そういったものも含めてですね、議員ご指摘のように、専門性とその特殊性という関連で、事業費がかかるということでございます。以上です。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第65号「平成26年度森町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年9月森町議会定例会を閉会します。

( 午後 4 時 4 5 分 閉会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成26年9月24日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上